

373-660

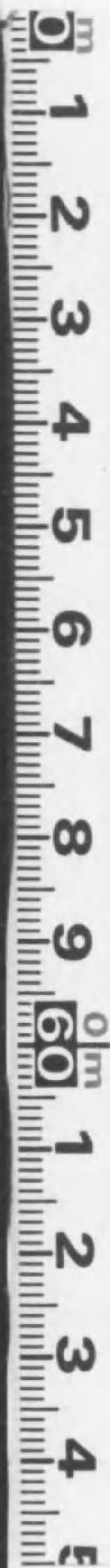


-73

660

芳烈公と閑谷

岡山縣閑谷中學校嚶鳴會編



始



芳烈公と閑谷

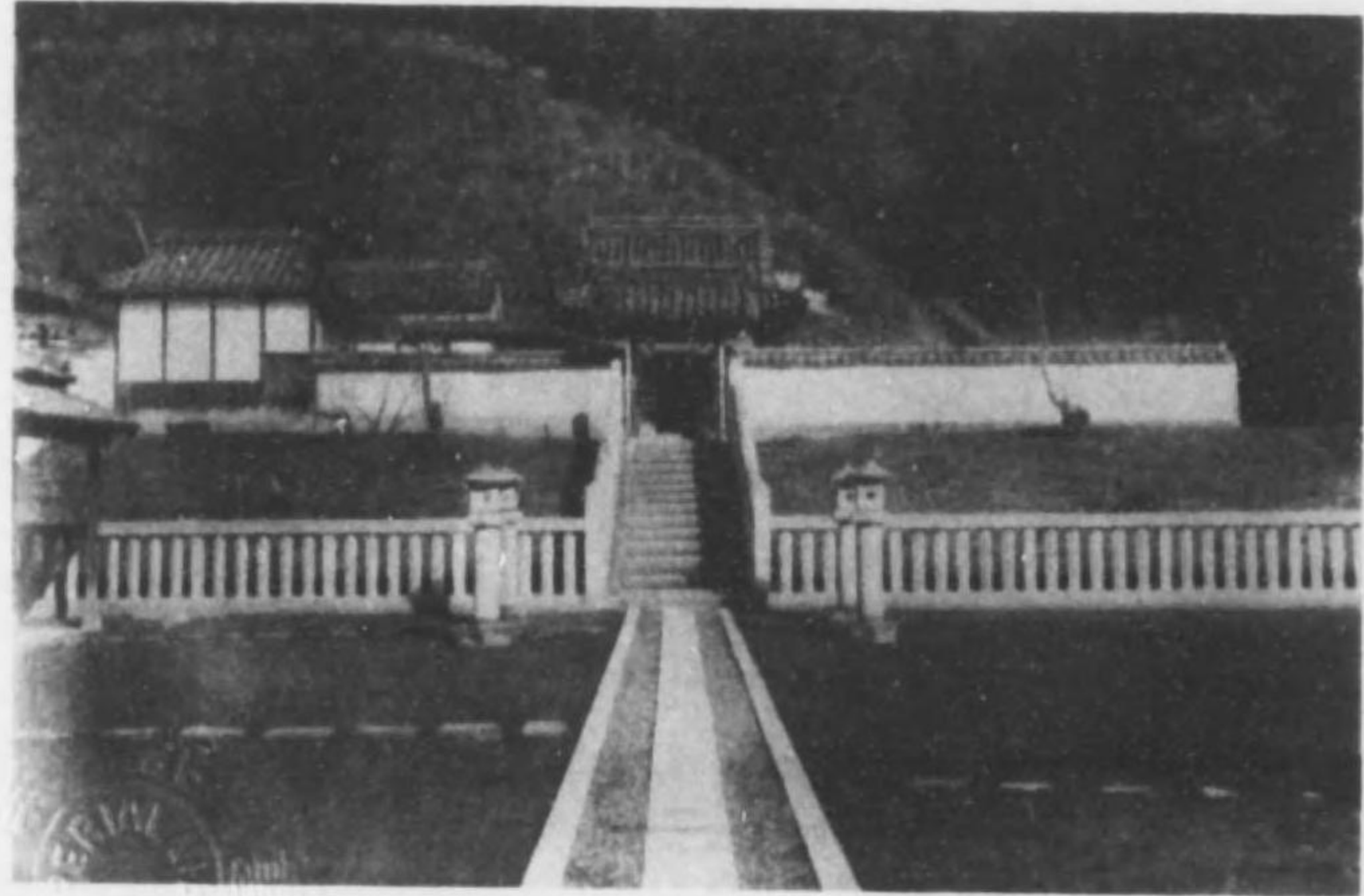
岡山縣閑谷中學校嚶鳴會

延享丁卯五月朔日昧爽
 左丸衛少將繼政右夢見
 祖考羽林光政右乃審其
 貌遂自拔筆以画此像
 三元之始 喜夢符全
 崇信念祖 感通希賢
 直願惟肖 貽謀相傳
 考孫有慶 文祐於天

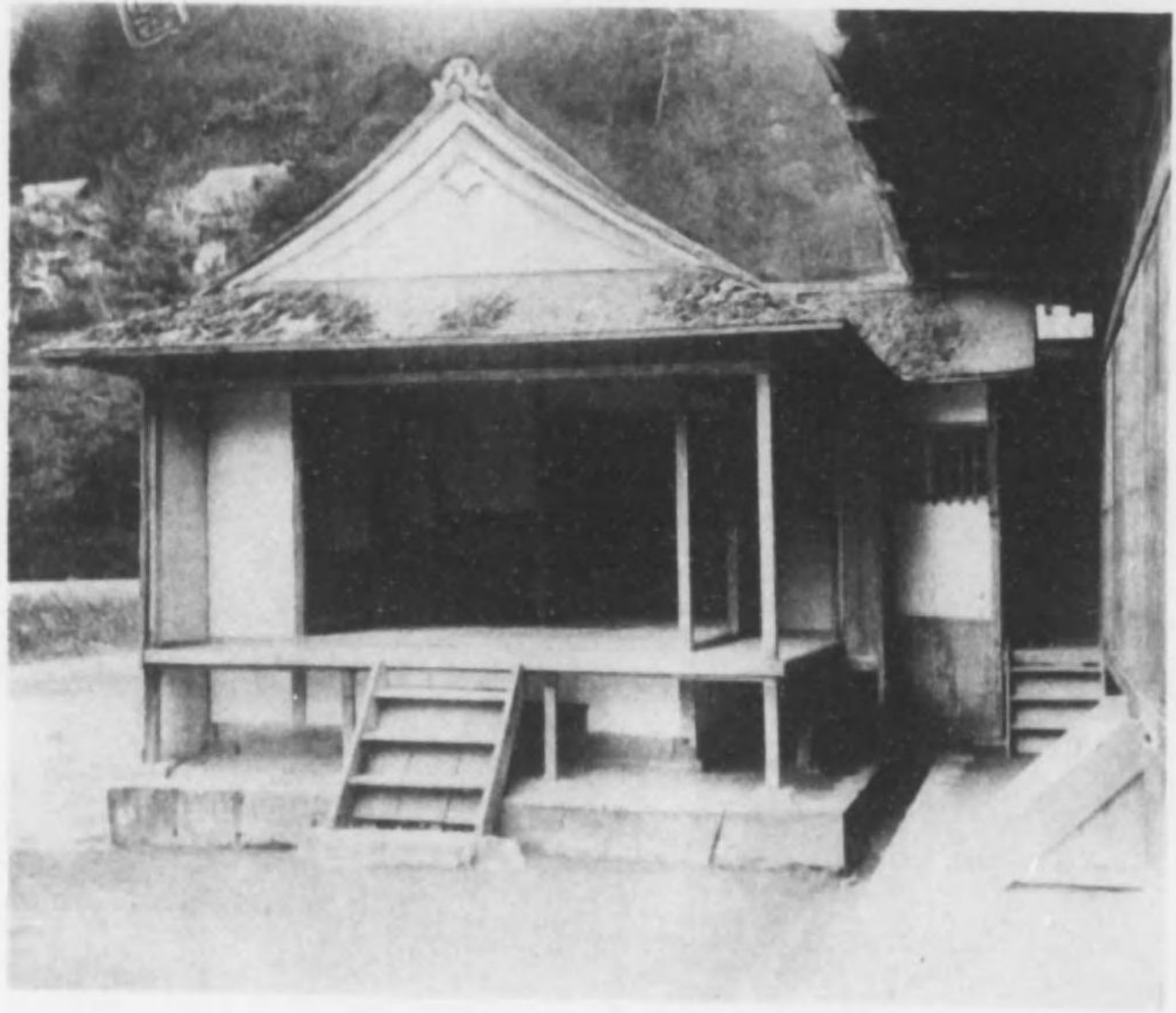
從五傳守大率順林信光謹賀



公 烈 芳



閑谷神社



子屋

373-660

序

古昔、我が黄備ノ國ニ、斐タル君子アリキ。芳烈公即チ是也。公幼クシテ志ヲ君子儒ニ立テ、治教國內ニ遍ク、王道平々ト又蕩々、其ノ放勳偉績ハ、洵ニ日月ト光ヲ争フト雖モ可也。流風餘韻、又今ニ至ツテ竭キズ、一人トシテ其ノ恩ヲ戴カザルナシ。誰カ高山景行ノ念ヲ抱カザルモノアランヤ。況シテ我が閑谷ノ地ハ、聖廟肅々、講堂巍巍、公禮樂教化ノ迹ヲホ見ルベク、仁山智水ノ裡、絃誦ノ聲、今ニ於テ盛ニ、永遠ニ、明君建學ノ美德ニ希ニシテ然レバ、我が閑谷ノ原泉ヲ潤シムルコトナク、混々タル聖流ヲ四海ニ至ラシムルハ、實ニ、我等ガ公ノ苦心ヲ對シテ所以ノ者タラスンヤ。諸子夫レ之ヲ銘セヨ。今年今月、校内閑谷神社ニ於テ、將ニ公ガ二百五十年祭ノ修セラレトスルニ際シ、茲ニ公ト閑谷トノ深キ所縁ヲ録セル一小冊子ヲ編シ、以テ之ヲ在校ノ者ニ頒ツ。蓋シ且ツハ公ノ英靈ニ對スル獻芹ノ一端トナシ、且ツハ温故知新、大ニ閑谷精神ヲ顯揚シ以テ諸子ト共ニ將來二期スル所アラントスルニ外ナラザルノミ。之ヲ序トナス。

昭和七年五月十三日

岡山縣閑谷中學校長 鶴見恭平

里仁爲美

ほととぎす花桶に鳴く時は聲まで匂ふ心地こそすれ

池田光政

芳烈公と閑谷

白木豊

備前三十一萬石の國主池田新太郎少將光政、私に譲して芳烈公に申し上げる方は、洵に不世出の明君であつた。今茲滿州國が新に興つて、王道政治を標榜してゐるが、公は平々蕩々たる王道政治を布かれたのであつた。其の遺芳餘烈は、永遠に萬人景仰の標的たるに足る。我が閑谷翁は、公の創立に係るものであつて、天下の名譽を讃へられてゐた。公の偉靈を祀るにこそ、の堂内閑谷神社に於ては、句餘のうちに、將に公の二百五十年祭が修せられようとしてゐる。景仰讃嘆の念、今更に深きものあるを覺えるのである。

公は天資英邁、幼きより人君たるの器量を具へて居られた。

公、備前岡山の御城にて御誕生、慶長十四年己酉四月四日也。御三歳にて江戸へ御下向被成、臺徳大君へ御目見仰付けらる。五歳にて東照大君へ御目見なされし時、御脇差を賜はり、御膝下近く在はします。大君公の髪を掻き撫で給ひ、三左衛門が孫也。早く人となり給へし仰ある。其時、公御拜領の御脇指を御抜なされ、眞のもの也、ご仰せければ、大君これはあぶなしにて、御手づから鞘におさめ給ひ、公御退出被成し後、眼光のすさまじき唯者にあらずご上意ありしにぞ。

御幼年の時、或る夜七つ頃まで御寝ならざるに依り、翌朝、側衆御機嫌を伺ひ、夜前は如何して御寝ならざりけるご申上れば、別の事にてもなく、自分大國を領して、既に十四歳になれども、如何して治るべきご云事を會得せざるに依り、様々了簡をつけ候へども、治國の趣見え難し。兎角學問にて智を開くにあらざれば能はずご漸く考へ付き、それに落付

故なしししない。

又、「率章録」には云ふ、

公(中略)王學を學び給ひしが、親切もつて身を修むるに足れりといへども、政事に餘りありせしめて、朱學米川操軒門人(中略)中村惕齋・市浦毅齋・小原大丈軒申上るを、極地なりとて尊信し給ふ。老いて益々壯なりとは公の御事ならん。

こ。これは、公が後に朱子學者に就いて學ばれたことを述べたのであるが、惕齋・毅齋・大丈軒の三人を以て操軒の門人(惕齋)と稱するは如何かと思ふ。惕齋はむしろ獨學の人であり、雨森芳州の「橋窓茶話」の中にも「余童卯の時、米川儀兵衛・中村迪齋(惕齋)・藤井蘭齋、俱に經學を以て京師に教授す。信徒のもの多し。」と曰つて、惕齋を操軒と並び稱して居る。これらの人は、固く朱子學を守つて伊藤仁齋の古學主張に對抗してゐたのである。毅齋も、操軒よりは、寧ろ惕齋の方により多く崇敬を寄せてゐたのではあるまいか。惕齋は毅齋の「聖學要旨」に序して「吾友毅齋先生市浦君云々」と曰つてはゐる。然し毅齋が惕齋の提擧を乞うた書には「奉疑問惕齋」とし、惕齋の答書を記しては「惕齋先生曰」と敬語を用ひてゐる。操軒に對しては「問米川操軒」とし、操軒も其の答書に於て「右愚見之所及、未知是非。姑條陳以塞盛問而已。再蒙裁正幸甚。操軒一貞拜。」と謙遜してゐるのである。大丈軒も、亦獨學の人であつた。篠岡謙堂の「大丈軒先生之行狀」を見ても、若くして唐津の禪僧に就いて聲韻反切の事を學んだことがあるが、京師に出て後は、群書を涉獵したこのみ記して、師に就いたといふことは擧げてゐない。且つ「米川・藤井・中村・河合・宇保・矢尾・市浦之數人、皆蓋世之俊傑也。先生與此輩、日以講習、夜以討論。就中先生勇義決斷冠群賢也。」と曰つて、大丈軒を以て米川操軒とは同輩としてゐる。自筆本傳へられてゐる「大丈軒年譜」にも、「寛文十二年壬子、一日操軒來語曰云々」と操軒に對して敬語を用ひてゐない。これらによつても、惕齋・毅齋・大丈軒の三人を以て、操軒の門人とするのは如何かと思ふのである。それは兎に角芳烈公はこれらの朱子學者から、其の講説を聞かれたのであつた。然し全く陽明學を棄て、朱子學を採られたのではない。否、公は學者にあらず、必ずしも何々學に制肘せられるを要しないのである。陽明學であらうと、朱子學であらうと、其の説く所の長所を採つて、先王周公孔子、修

己治人の大道に通達する津梁とせらるればよいのである。公の着眼は大所高所にあつた。元來蕃山其の人も必ずしも陽明學を墨守する者ではなかつた。「集義和書」卷第八に於て彼はいふ、

愚は朱子にもならず、陽明にもならず。たゞ古の聖人に取て用ひ侍るなり。道統の傳のより來るこも、朱王共に同じ。其言は時によつて發する成べし。其真においては符節を合せたるが如し。又朱王も各別にあらず。朱子は時の弊をたむべきがために、理を窮め惑を辨るの上に重し。自反慎獨の功なきにあらず。王子も時の弊によつて、自反慎獨の功に重し。窮理の學なきにあらず。愚拙自反慎獨の功の、内に向て受用し成事は、陽明の良知の發起に取、惑を辨るの事は、朱子窮理の學により侍り。朱王の世、學者のまごひ異なり。地を易ば同じかるべし。

こ。これは井上博士も、其の「日本陽明學派の哲學」に於て述べて居られる如く、蕃山が冒頭に、朱子にも取らず、陽明にも取らずと明言して置きながら、後に、自反慎獨の受用となる事は、陽明に取り、惑を辨ふるの事は、朱子に據るこいへるは、矛盾の甚しきものである。然し彼の眞意は、朱子にも陽明にも偏せず黨せず、すべて己れに裨益あるものを取つて、聖人の學に通達せんを欲するにあるのである。而して蕃山のかくの如く朱王二子を甚しく軒輕しない思想は、更に師たる藤樹に淵源してゐるのである。この思想の流が、光政公にも浸潤してゐるのであらうが、公のそれは、猶ほ王者たるの襟度として考へる時、私には非常に貴く思はれるのである。「仰止録」には、

市浦清七郎、大學の三綱領を待講せし時の御物語に、三綱領の重きこは、人々粗々之を知れども、眞に知るこ能はず。若し眞に知れば、行事自ら止む事能はずと仰せられしこぞ。

こある。大學の三綱領は、明明徳、親民、止至善の三箇條で、この三箇條は互に密接不離の關係を有してゐる。大人の學を爲すの道(朱子は古の大學、人を教ふる所以の道としてゐる。)は、至善に止りつゝ、親民を爲し、明明徳を爲して、天地萬物一體の仁を施すにあるのである。すべての人もさうあるべきであるが、人君としては殊に大切なこの三綱領について、公は其の講説を、朱子學者から聞かれたのであるが、公はこれを陽明學の知行合一の精神を以て受け入れられ、これが實踐を期せられたのである。私の所謂公

の王者の襟度ミは、かういふ点を指していふのである。

公は自ら學を好まれたばかりでなく、治國安民の人材を得んが爲にも、日常必須の文字を解し、人の人たる道をも知らしめて、民をして人間らしき生活を営ましむる爲にも、學問教育を普及盛行せしめねばならぬを考へられた。蓋し政教一致の思想は、是又儒教より來るものである。

公は其の初め、旭東の花晶(備前上道郡)にある、舊領主松平忠雄の別邸に、花園會といふものを設けて會約を作り、藩の子弟に聖學を講せしめられた。公の學校建設は、之を以て濫觴とするのであるが、其の年代に就いては疑問がある。今日、史家は皆、寛永十八年を以て定説としてゐる。これは「日本教育史資料」に

備前國主舊領主松平光政ハ、深ク洙泗ノ學ヲ信ジ、寛永九年因伯ヨリ封ヲ備前ニ移サル、ヤ、銳意賢ヲ撰ビ能ヲ擧ゲテ、大ハ國治ヨリ、小ハ家事ニ至ルマデ、一ニ儒教ニ資ラザルハナシ。故ヲ以テ、一藩ノ子弟タル者ヲモ、亦儒教ヲ以テ教化セントシ、寛永十八年辛巳年不詳、舊領主松平忠雄ノ建營セシ、上道郡花畑ノ別邸ヲ假教場トナシ、専ラ聖學ヲ修メ、傍武伎ヲ演習セシム。

こあるに従つたのであらう。然るに其の時に作られたといふ花園會約なるものは、陽明學の思想に基いて書かれてゐるのである。而して始めて岡山藩に陽明學を移入した所の蕃山が、内膳正板倉重昌、主膳正京極高通等の推薦に依つて、始めて公に來り仕へたのは、寛永十一年十六歳の時で、同十五年にはすでに致仕してゐるから、寛永十八年には岡山には居らなかつたのである。而かも蕃山が、陽明學者藤樹に入門を許されて、孝經・大學・中庸等の教授を受け初めたのは、其翌寛永十九年の事であつた。しかのみならず、師たる藤樹其の人も、王陽明の門人王龍溪の語録を得て、其の觸發する點の多きを喜び、從來信奉してゐた朱子學に傾焉たらざるを得ずなつたのは、纔に其の前年即ち寛永十七年藤樹二十七歳の冬に過ぎず、且つ未だ王陽明の著書にも接して居らず、寛永十八年といへばなほ悟道の上に苦悶を重ねてゐる時代であつた。藤樹が「王陽明全書」を得て、「王

龍溪語錄」の中に佛語の間雜せるは、必ずしも禪學に近きにあらず、却つてこれ世を憫むの深きに出づる者なることを悟り、其の學いよく進むに至つたのは、正保元年、藤樹三十七歳の時の事である。されば陽明學の思想を以て書かれた花園會約が、寛永十八年に作られたものミは見難い。

この花園會に就いては井上通泰博士が、左の如く考證して居られる。

慶安三年の秋、池田光政、故中江惟命の子太右衛門宣伯、惟命の門人中川權太夫謙叔、同加世八兵衛次春を岡上に招き(同中村又之丞の岡上に來りしは前年の春なり)、翌四年の夏、家を城下花晶といふ處に作りて宣伯等に賜ひ、花園會を云ふものを花晶に設け、伯繼をして花園會約を云ふ文を草せしめ、謙叔等をして、藩士の子弟に教授せしむ。此の會いつ廢れしにか知られず。恐らくは寛文四年五月に宣伯の歿せしと共に止みしならん云ふ。

「吉備溫故秘録」習學武伎之部の花晶の條下には、慶安三年來り仕へた、藤樹の遺子、及び門人達をして、花晶に居住せしめ、諸人に學習せしめた事を記したる後、

其比、諸生教諭のため、花園會約を題せる壁書をぞかけられける。

こ見えてゐる。其比は慶安三四年の頃を指すので、その頃花園會が設けられ、會約も作られたのであるから、井上博士の考證は、中らずに雖も違からざるものと思ふ。然し會約の作者は果して博士のいふ如く蕃山であるか否か。「率章錄」には、公の被遊し物に、花園會約を申學則あり。

こ、明かに芳烈公の作にしてゐる。但し臣下が執筆したものであるも、其の尊嚴を加へる爲に、主君の作とする例は多々ある。かの水戸藩の「弘道館記」は、實際筆を執つて書いたのは藤田東湖であるが、これを主君徳川齊昭の作としてゐるが如き其の一例である。然らば、この花園會約も公の御直作でないとしたならば、何人の手になつたのであらうか。「吉備溫故秘録」習學武伎之部には、

右之文(花園會約)熊澤了介の作なりとて、則此時掲げられし額、今猶池田山城守君の所藏なり。

こある。井上博士は、かういふ記事に基いて、蕃山説を立て、居られるのであらう。而して世間でも多く之を蕃山の作と信じてゐる。然し「秘録」に「熊澤了介の作なり」とし、傳説として記してゐる點に、注意せねばならぬ。「日本教育史資料」に於ても、

此文(花園)或謂熊澤助右衛門所撰。

と書し、或謂の二字を加へて斷定を避けてゐるのである。花園會設立の年代を、もし寛永十八年とすれば、さうしても蕃山の作とは認められない。前述の如く此年は蕃山が岡山に居なかつたからである。然し慶安説に従へば、蕃山執筆の可能性はあ

る。蕃山はこの頃岡山に居たからである。この事に就いては、加藤天淵先生も、「弘道館記述義小解(六七)に於て、

若し寛永説ヲ正シトスレバ、伯繼執筆説ハ殆ド成立シナイ。(中略)若し慶安説ガ根據ガアルナラバ執筆ノ可能性ハアル。

と述べて居られる。然しそれも所謂可能性があるといふに止る。成程この頃は蕃山は岡山に居た。然し慶安三年には、三百石の御側役から拔擢されて、一躍三千石の番頭となつて、藩政に參與してゐる。花園會約起草の如きは、同年來り仕へ、花島教場に於て、親しく教授の任に當つた所の、藤樹の門人達がこれを引受けたのであるかも知れない。中川謙叔の如きは藤樹門第一の高弟であるから、會約を起草するに必ずしも蕃山を煩す必要はなかつたであらう。要するに會約の起草者を以て、蕃山とは斷定し難いのである。執筆の可能性は蕃山にもあるが、中川謙叔等にもある。

公は先づ花園會を設けられ、藤樹の遺子並びに其の門人達をして、藩士の子弟に儒學を授けしめられたのであつたが、次いで寛文六年に至つて、内山下水の手なる、松平五郎八政種の舊宅が明いてゐるのを利用し、修理を加へて、此處に假學館を設けられた。同年一月二十八日制定せられた掟の第一條に

一、小學之諸事、泉八右衛門、津田重次郎可任指圖事。

とある通り、泉八右衛門と津田永忠とを、學校監督の任に充てられ、而して講官及び授讀師等を置いて、小學・四書・五經

等を講習せしめられたのである。

爾來、公の教化國內に及び、入學の諸生次第に増加して、假學館では手狭で、讀書習藝に支障を生ずるやうになつたので、寛文八年十二月二十四日、西中山下の上にあつた、御祈禱寺、圓乘院の故址に新學校を造營すべき旨、泉・津田兩人に御下命あり、翌九年正月十八日より造營を始め、七月に至つて普請大落落成、同月二十五日に上校の式を行はれた。當日は、中江藤樹の揮毫に係る、文宣王の書軸を中室にかけ、當時播州明石に閑居してゐた蕃山を招かれて、式の祭酒たらしめられた。同年潤十月三十日に至つて、普請全部落成したが、學校の名は別に定められず、單に學校のみ稱呼された。爾來明治二年學制を改革し、翌三年和漢洋の三學を鼎立せしむるに至るまで約二百年間、全然儒教主義の教育を施されたのであつた。而してその教育は、主として朱子學を基礎とするものであつた。

學校には藩士の子弟ばかりでなく、庶民の子弟をも入學せしめられた。寛文六年假學館を上校した際の掟書の中に、

一、家中宗子、八歳ヨリ二十歳ノ間、入學望次第タルベシ。但廿歳已上之者、并、庶子、庶人タリトモ、品ニヨリ可

レ令入學事。

といふ一項があり、入學した郷中農民の子弟は、之を小侍者とし、吏員教師等の使令に供せしめたが、寛文九年學校落成以後は、袴代として、一季に金壹分を賜はり、且つ「農民ノ子タリト云モ、小侍者トナリ國學ニ相詰候内ハ、刀ヲ可佩。」とて、佩刀をも差許され、可成の優遇を受けてゐたのである。而かも庶民の子弟をして藩學に收容したのは、岡山藩を以て嚆矢とする。これは、眞に士民全般の風俗を正し、之を善導教化せんせられた、公の博大な仁慈の心より出づる者であつて、全く讃仰の外はない。

公は更に進んで、主として庶民の子弟を入學せしめる郷學の建設を企圖せられた。岡山に假學館を營まれた年の冬、即ち寛

文六年十月十八日、和意谷の御寮所御見分の節、和氣郡木谷村に至られ、山谷の幽邃にして閑靜なるを愛せられ、讀書講學に宜しきの地なりとて、こゝに郷學設立の意を起された。さうして家臣藤岡内助に命じ、先づ繩張を以て、其の區域を定めしめられた。これが我が閑谷堂の濫觴である。

尋いで、同八年に至つて、此地に手習所を設けられた。公が此の年手習所を設けられたのは、閑谷ばかりでなく、領内百二十三ヶ村に、各一箇所づつ、設けられたのであつて、これは前の年からその議があり、前の年の三月には、岡山市千阿彌町(現令)にすでに一箇所設けられてゐたのであるが、此の年になつて、一時にかくの如く多くの公立庶民學校を設けて、初等教育を施されたのである。これらの手習所が出来た後、津田永忠から、郡吏の筆頭たる和氣郡の郡奉行渡邊助右衛門に送つた覺書には

一、在々手習所之教、先手習算用、此二色仕度存候事。

一、文字讀は、望申もの計に致候様に仕度候事。

こいふ項目がある。即ち主要學科は手習算用で、讀書は希望者にのみ授けるこいふ、全くの初等教育であつたのである。而して延寶元年に、永忠が各郡の手習所を巡視した際所々の手習所に於て、十村庄屋、手習師匠、又は参り懸りの庄屋、並に農民達へ申聞かせた講話の一節には、

在々に手習所被_レ仰下_一候御趣意は、去々年も申聞候通り、前々は百姓共の子供、寺へ通ひ、手習算用なき習候由、尤も年長け候者も、旦那坊主の教を受候儀に有_レ之候處に、近年は師匠仕坊主少く罷成、其上神職請に罷成候。百姓共は子供を寺へ遣し候事難_レ仕由、年長け候者も過半寺へ出入仕、教をも不_レ請候由、上に被_レ聞召_一候。然る時は自今以後、御領分にて育ち候民共は、無筆無算、又は人倫の示しをも可_レ請様も無_レ之段、不便に被_レ思召_一、手習所にて手習算用仕習、又は年長け候者共は、間々に心掛次第に講釋の一句をも承り、人倫の教をも請候様に_レ思召_一ての事に候。縱令、百姓共の子供、手習算用仕不_レ得、講釋の一句をも聞得間敷きは下の咎、一國の上に被_レ爲_レ立候ては、其印には御心なく、右

の如く被_レ仰付_一は、御國主の御役被_レ思召_一事に候。

こある通り、公は庶民の無學にして、人倫の辨へもなきを不便に思召され、且つはかういふ庶民學校を設けるこゝを以て、國主たるもの、義務を考へられたのである。これらの手習所は、延寶二年十二月五日に至り、大體一郡一箇所にして、郡内主要の位地十四箇所に合併され、更に翌三年九月九日を以て、悉く閑谷に合併された。これは延寶の初年から早乾水溢、凶歲が打續いて、三年には其の被害が最も甚かつたので、公の心血を注がれた、これらの手習所を廢止し、其費用を以て、飢民に粥を作つて與へねばならぬこいふ悲惨な状態に立至つたからである。この時には社會米をも支出して賑恤に努められたのであつた。手習所は廢せられたが、公の教育尊重の精神はよく普及して、その後藩内には多くの私學塾や寺子屋が出来た。天和年間、和氣郡香登西村の村民が習字所を興したが、これが、天保年間には、附近十三箇村の組合立となり、生徒常に百名を下らず、多き時には三百名にも達してゐたこいふ。岡山學校及び閑谷學校に於ても、多くの人材を出したから藩内に於ては教育大いに普及し、「漁家兒女亦知_レ字。笑將_二孝經_一教_二老翁_一」(松原一清、牛)「こいふ程になり、明治以後に至つても岡山縣は教育縣を以て天下に稱せられてゐるのは、洵に是れ公の餘德に外ならぬのである。

寛文十年五月十四日、公は津田永忠に命じて、木谷村の北端延原の地に、學校を建てしめられた。冬に至つて草葺の假學校成り、延原を閑谷と改められた。蓋し閑靜なる山谷の意である。學校はかの手習所から轉化したものであるから、其の規模は尙ほ狭小であつた。それが爾後元祿十五年に至る約三十年の間に、津田永忠懸命の努力によつて、今日見る如き、結構善美を盡した學校が完成されたのである。而してこれ等の費用は、皆公自ら御手許金を永忠に渡され、思ふが儘に其力を傾倒して營ましめられたのであつて、池田家の勘定奉行さへ、其領幾何を要せしやを知らなかつたこいふこゝである。「吉備温故秘録」習學武伎之部に、

此時(寛文十年、假學校の設けられた時)重次郎に仰ありける趣は、學校は素より大願の事なれば、今迄の如く其外になりては無益の事なり。最初より我等趣意を、汝よく知りたる事なれば、後世迄も廢せざるやうにすべし。

と見えてゐる通り、閑谷に學校建設の事は、洵に公の大願であつたのだ。永忠は公の御趣意をよく知りたるものにして、後世まで廢絶する、このないやうにこの命をうけ、値過に感激して畢生の努力を致したのであつた。



山 椿

寛文十二年に飲室學房、延寶元年に講堂、同二年に聖堂が落成した。同五年に文庫落成、講堂の茅葺を改めて黒瓦葺せられた。學校の規模は、これを以て一通り完成したのであるが、貞享元年に至つて、更に善美を盡して聖堂を改築せられ、大成殿と名づけられた。聖堂を大成殿と名づけたのは、支那では、宋の仁宗の嘉祐六年に、御筆大成殿の額を闕里の孔子廟に頒たれたのに昉るので、大成の字面は、孟子萬章下篇に「孔子之謂集大成」とあるに基くのである。閑谷の額は佐々木萬次郎の筆に成る。元祿十四年に至つて、又今までの講堂飽末なりとて、再び土木を起され、同年冬結構々たる新講堂が上棟された。古雅なる伊部焼を以て之を葺き、御居間、玄關、習藝齋、飲室門等が之に附せられてゐる。芳烈公は、天和二年にすでに薨去せられてゐるが、これらの建築は、皆公の御遺志を繼承して、永忠が營んだのである。公すでに薨去ありしを以て、公の英靈を奉祀する所の芳烈祠堂は、夙く貞享三年に建てられてゐたが、元祿十五年には、烈公の御髭髮爪齒等を瘞め奉つた御納所が營まれた。芳烈祠堂は聖堂の東にあるので、東御堂とも稱する。この東御堂は、

明治八年に至つて、郡政、利隆二公を合祀して縣社に列し、閑谷神社と改稱せられて今日に至つてゐる。御納所は、馬蓋の如く小高く土を盛り、四圍に椿が植ゑられてあるので、一に椿山とも稱する。地形の關係上、こゝには不思議な反響があつて、掌を拍てば、其音の終らぬうちに、すぐ清亮なこだまが掌中に聞えて来る。

閑谷學校の職員は、池田家文書（類纂）又武部
文學十五に依るに左の如く見えてゐる。

教授 一員 學校奉行支配士鐵砲格式ハ歩行

學校ノ教育事務ヲ總括シ、生徒ヲ養成スルヲ專務トス。

見届 二員 全歩行

諸職員及生徒ノ勤惰ヲ監督シ、傍學校附屬ノ田畑山林關涉ノ事務、及ビ貢租收入金錢出納等ノ事ヲ掌ル。

授讀師 概十員

生徒ノ授讀習字等ヲ擔任シ、傍餐舍ニ關スル俗務ヲ兼務セシム。

習字師

書物方

倉庫方

地方山林方

筆紙墨日雇方

校厨貽方

通ノ子

足輕引廻

山廻
足輕
小人

右人員適宜、俸給ハ大抵岡山學校ニ准ズ。

以上の職員制は、何時頃定められたか不明である。授業は大體以上の如き職制で行はれたのであるが、その開始年月も、亦今日之を詳にし得ない。然し延寶二年四月朔日には、左の如き閑谷學校壁書が定められてゐるから、恐らくはこの年頃の事であらう。

定

- 一、閑谷入學之者、禮儀正可ニ學問。尤撰其人、懺成證帖、並宗旨手形、可ニ取置之事。
- 一、學問所へ所附之林、不可ニ猥伐採之事。
- 一、諸事可ニ任奉行之指圖之事。

延寶二年四月朔日

御 黒 印

唯これ法三章、然れども、生徒の心得、學校の經營維持の方法等につき、簡なれども要を得た規定といはねばならぬ。次に掲ぐる規則も、亦今其の制定年時が詳でない。然し此の規則は、明治三年閉校の時に至るまで、長く遵奉實施せられたものであるから、當時の典型を假ぶ爲に之を採録して置かう。

- 一、民間之子弟入學致度者ハ、其願書家主名判役人與書ニテ、見届教授當ニテ指出サセ、岡山學校惣奉行聞届之上、學房相渡シ、校尉支度等申付ル。家中子弟入學モ、願書右兩役當差出サセ、全權取計之事。
- 一、近村入學通ノモノ、是又願書指出サセ、聞届之上、習字所講堂へ出席セシム。
- 一、他領ヨリ入學願ノモノハ、領内縁家又ハ由緒有之モノ、一ヶ年限引受、民間逗留願書、郡方へ指出サセ、引受主ヨ

リ入學願出サシム。

- 一、習字所、習ヒ机一、木硯一、玉盤合七紙五枚、習筆一、刷毛一、水入一、壹人前小生銘々へ相渡ス。玉盤習筆刷毛ハ、箱次第引替、手本紙並ニ二七日清書日ノ内、二ノ日清書紙、是亦相渡ス。
- 一、學派ハ、國學之通、純粹朱説ヲ守ル。
- 一、諸生素讀ハ、孝經・小學・四書・五經、追々左・國・史・漢ト讀セ、五經讀掛リシ頃ヨリ小學講習致サセ、夫ヨリ四書研究、其力ニ應ジ五經・左傳・歴史・諸子・賢傳等會業相定ノ、最民間子弟、多ハ習字素讀而已ニテ退校農業致サシムル故、専ラ孝悌忠信之道ヲ着實ニ講究致サセ、實行ヲ本トシテ、俊秀ノモノハ其餘力ヲ以テ、博文ニ導キ詞章ニ及ボサシム。

- 一六 四ツ時ヨリ講堂出席講釋、終習字所九ツ半迄習字復讀。
- 二七 四ツ時ヨリ習字所出席、習字清書復讀九ツ半迄。
- 三八 四ツ時ヨリ習字所習字新讀九ツ半時マデ、八ツ時ヨリ習藝齋出席。
- 四九 四ツ時ヨリ習字所習字新讀九ツ半時マデ。
- 五十 休暇浴。

右日課之外、諸生ノ望ニ應シ、教授讀書師自宅ニテ會讀ヲ修シ、五十休日ノ外、毎日七ツ時ヨリ一時休憩、其餘ハ朝六ツ半時ヨリ夜四ツ時迄會業、寸暇ナキ様勉勵セシム。

- 一、正月十九日讀初ノ節ハ、岡山ヨリ總奉行并諸役人來校、當校役人諸生共講堂へ列座、孝經經文教官・擊柝・發聲衆同音ニ讀、終教授役首章ヲ講ジ、鬩斗ヲ授ケ、校尉ニテ一統へ饌ヲ賜フ。
 - 一、春秋釋菜、春ハ岡山學校、秋ハ當校ニテ執行。尤モ此時モ讀初之通、岡山ヨリ諸役人來校。
- 大成殿儀節、夫々舊典有之。祭畢テ講堂へ總奉行以下諸生マデ列座、學・庸・論語開卷一章教授役之ヲ講ジ、神酒

ヲ授ケ、校尉ニテ一統ヘ饒ヲ賜フ。

一、講堂講釋、一六之日、四書循環ニ教授役之ヲ勤ム。

一、毎月朔日、習藝齋ニテ白鹿洞掲示講釋、讀書師大生等輪番ニ講ズ。

一、朔日習字所ニテ文字札取ラシメ、其讀書記憶ノ力ヲ試ム事岡山學校ニ同ジ。

一、習藝齋三八ノ日講釋、五經并賢傳類、讀書師輪番ニ相勤、次ニ大生講習一座ヅ、小生試讀一人ヅ、修業。

一、習字所、日々、教授・見届・讀書師・習字師出勤、小生習字大生讀書共致サセ、尤モ讀書ハ竹園ニ諸生名前書付、

讀書師ヘ分配致シ、其人數呼出シ、貳人ヅ、教授セシム。

一、學房一局々々、大生小生見合、四五人程ヅ、一所ニ差置、毎局大生一人頭分相極、諸事取締リ致、并小生句讀ヲモ

授ク。

一、諸生讀書、教授・讀書師家々ニテ月二十二度ヅ、會業相極メ、四人ヅ、順番ニ授讀セシム。

一、一之夜、教官宅ニテ、六ツ時ヨリ一時ノ間、諸生試讀致サセ、小學四書五經、各三四人ヅ、一組ニテ讀合致、忘字

間違互ニ正シ合、甲乙ニ隨ヒ席順ヲ定ム。

一、二ノ日詩會、月ニ三度宿題出シ候事。

一、毎月十五日文會ヲ開ク。

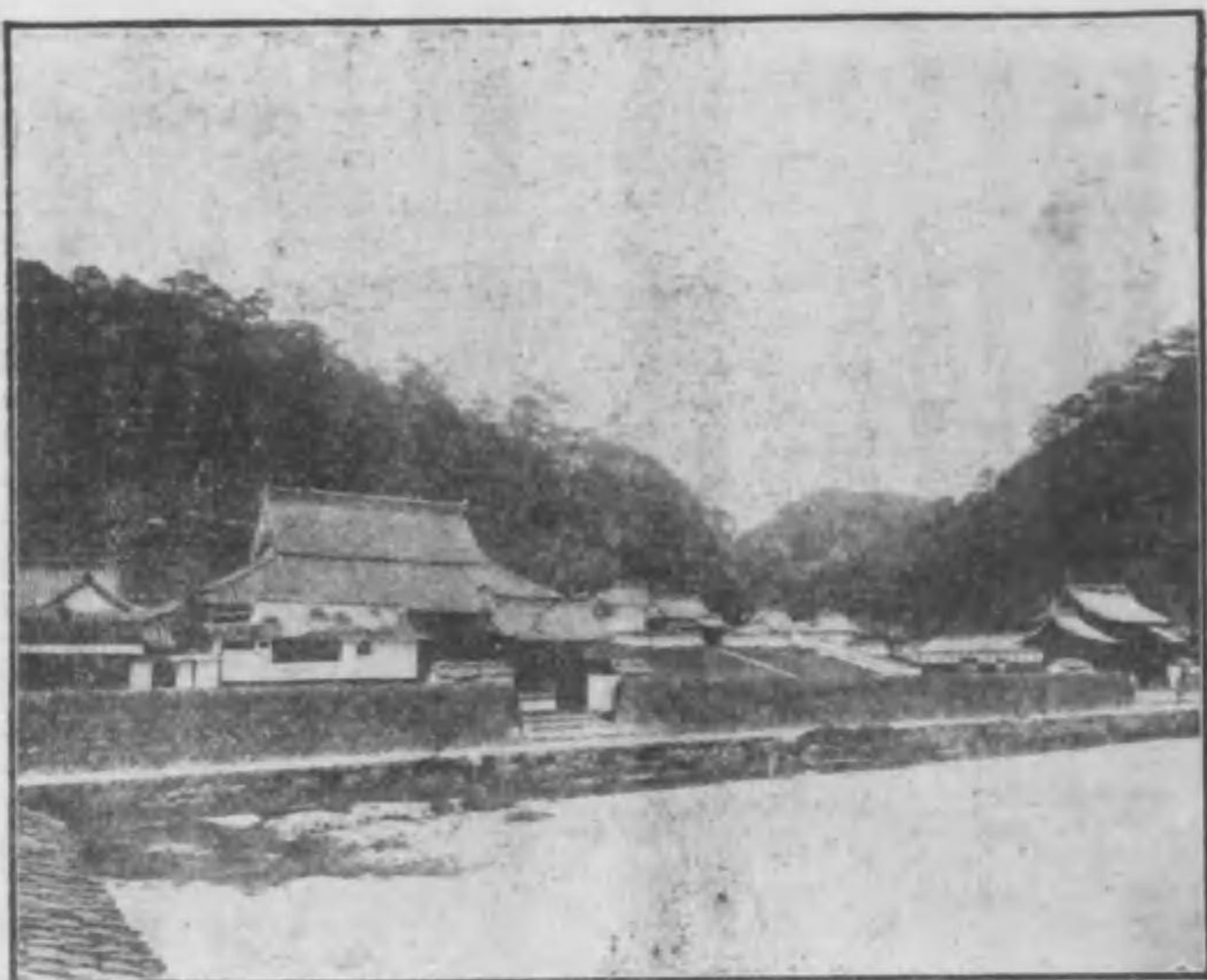
一、習字學業格別出精ノモノ、年末ニ相改、教授役・見届役ヨリ、岡山學校總奉行ヘ申達、爲賞賜銀子及ビ書籍ヲ

下賜ス。

一、文庫ノ書籍、諸生望次第之ヲ貸與ス。

閑谷は、いふまでもなく儒教主義の學校であるから、教科書としては孝經・小學・四書・五經等の經典を主としてゐるが、

左傳・國語・史記・漢書・諸子・賢傳・詩文等にまで及んでゐる。そして開校當時から朱子學に基いて教育を施したのである。必



芳烈祠・大成殿・講堂

ずしも寛政異學の禁を待つまでもなかつた。毎月朔旦、習藝齋で講釋したさいふ白鹿洞書院掲示は、小原大丈軒の筆になれるもの、今に講堂に掲げられてゐる。白鹿洞書院掲示は、徳川時代諸藩の藩學では大抵之を掲げて講釋してゐたが、閑谷は其地形に於て、其建造物に於て、其天下に稱せられし点に於て、廬山五老峯下の白鹿洞書院に似通つてゐるから、特に此事の相應はしかりしを覺える次第である。

さて、右の學則は、大體岡山の學校のそれに準じたものであるが、多少相異してゐる点もある。閑谷は手習所を此處に併合してから後、その規模の擴大と共に學科内容も高尙になり、士庶共學さはなつたけれども、なほ郷學として庶民の教育を主としてゐたやうである。第一項に於て、先づ民間の子弟入學のこゝを規定し、次に家中の子弟入學のこゝに及んでゐるが如き、其の主とする所は那邊にあるかを示すものであり、且つ庶民の子弟に對しての規定が甚だ多い。第三項の筆墨を給與する事の如き、最後の項の、文庫の書籍を望次第貸與するさいへるが如き、第四項の「民間子弟、多ハ習字素讀而已ニテ退校農業致サシムル故、専ラ孝悌忠信之道ヲ着實

ニ講究致サセ、實行ヲ本トシテ、俊秀ノモノハ、其餘力ヲ以テ博文ニ導キ詞章ニモ及ボサシム。」さいへるが如き、これである。

而して、これ等を見れば、如何に庶民の經濟狀態を考へ、また其の身分にふさはしい教育を施されたかといふことが分るのである。なほ第二項の他領の者の入學を許せるが如き、第七項の大成就の儀節に就いての如き、亦岡山の學校にはなき所の規定である。庶民階級に施す初等教育の機關としては、遠く淳和天皇の天長五年に、僧空海が京都に建てた所の綜藝種智院がある。又室町時代の末に、九州有馬の國主が有馬に、大友氏が府内及び臼杵に、織田信長が安土に、それぞれ建設を許した所の基督教の學校がある。いづれも貴人は勿論平民の入學をも許したものであるが、共に私設のもので官立のものではなかつたのである。それを公が夙く學校を興され、手習所を設けて、公立學校に庶民の子弟を入學せしむる嚆矢を開かれたばかりでなく、他領の者の入學をも許されたといふことは、博愛仁慈の徳の大なる、海岳のそれにも比すべきものがある。孔子祭は岡山の學校でも行はれてゐたが、別に聖廟も聖像もなかつた。今日も木主が傳つてゐるのみである。閑谷に於ては夙に聖廟が營まれ、それが又更に立派な建築に改められ、元祿十四年には中村惕齋の監工になる端麗崇嚴な金色の大きな聖像が鑄造され、寶永四年八月には之を廟中に奉安してゐる。而して貞享三年丙寅八月五日始めて釋菜が舉行されてから、爾後毎年秋季に於て之を營まれてゐたのであるが、其の儀節は元祿十五年八月の釋菜に至つて始めて完備したやうである。なほ釋菜の後では必ず芳烈祠の儀があつた。芳烈公の尊像もすでに寶永元年に鑄造されてゐたのであるが、これも聖像奉安と同日に祠堂に奉安されたのであつた。元祿十五年の釋菜に於ける大成就の儀節、其の祝文、芳烈祠の儀等は左の通であつた。

閑谷釋菜の儀

前期一日、齋戒、洗髮、陳設。

厥明夙起、献官以下盛服聚於東廊下。四面

掌儀、升簾、簾啓、檢進、饌菓。

衆皆就堂下位。

掌儀點閱。

參神再拜。

贊者離位少進、再拜。訖立於主人之右、西向贊曰、再拜。衆皆俛伏。拜。興。拜。興。再拜。

献官盥帨、升焚香、再拜。

献官詣盥架南、北向立。執盥者沃水授帨。盥訖升堂、詣香案前。贊、司尊亦盥帨、從升跪戸内。献官三上香俛伏。興。少退、再拜。

洗爵、酌酒、献酒。

献官降。詣盥架如前。贊以盤奉爵從降。献官接爵洗之。執盥者沃水。洗訖以巾拭之。以爵授贊。升詣酒架北、西面立。贊以爵授献官。司尊執注注酒。献官以爵授贊。乃詣聖位前。贊從之。皆跪。献官奉爵三祭酒於茅上。興。奠於邊豆間臺上。俛伏。少退、跪。上下衆皆跪。

祝讀祝。献官再拜、復位。

祝盥帨、升堂。執祝版、跪献官之左、東向讀之。訖置豆之西。東面退跪戸内。献官興。再拜。訖降堂。

贊、祝、司尊從降、皆復位。

衆皆再拜。辭神。相揖而退。

掌儀率衆升堂、焚祝、撤酒饌、閉檢下簾、收祭器、清掃内外、關鎖門戸。

禮畢。

祝文

維

大日本元祿十五年。歲次干支。八月干支朔。越幾日干支。備前州和氣郡閑谷學監津田永忠。敢昭告于

至聖先師孔子。

惟師德配天地、道冠古今、刪述六經、垂憲萬世。茲惟仲秋、恭修釋菜之禮。尙

要。

芳烈祠儀

捲簾奏帳 <small>御小姓組</small>	啓儀奉行	設卓 <small>御小姓組</small>	獻菓 <small>助教</small>	參神再拜	上香俯伏再拜奉行	獻酒奉行
捧盞 <small>御小姓組</small>	助教	點茶 <small>御小姓組</small>	辭神再拜	撤卓 <small>御小姓組</small>	閉	檀奉行
跪子 <small>御小姓組</small>	御小姓組	獻茶 <small>御小姓組</small>	撤卓 <small>御小姓組</small>	閉	檀奉行	降帳垂簾鎖室
御小姓組	禮畢					

禮畢テ直ニ講堂ヘ往、堂中東授神酒者一人坐ス。北之方東上南面、御役人南之方東上、拜見之者何モ神酒ヲ頂戴、畢テ神酒注ト餘ノ土器ヲ引、其跡ヘ書格ヲ出シテ、大學・論語・中庸之内ヲ講ズ。

釋菜の後での講經に於て、四書の中から孟子を除外したのは、孟子の中には我國體ミ相容れぬ思想があるからであらう。これに依つても、古人の用意疎かならぬを知ることが出来る。

新年讀初の儀は、正徳元年正月五日に始めて行はれた。前掲の學則には、讀初の儀の事が規定されてあるから、彼の學則は、正徳元年以後の制定に係るものである事だけは、推定せられる。讀初の儀の細かな規定は左の通りである。

閑谷讀初

一、朝六ツ半比、木綿麻上下着、手水遣、何モ席ニ着拜見モ二人西階ヨリ上リ、捲簾揚帳、神主ノ檀ヲ啓但、聖像ノ席ニ販。督學東階ヨリ上リ、焚香俯伏。下リテ席ニ歸。何モ一同ニ再拜。又右ノ二人降帳垂簾各退。芳烈祠ヘ上リ、手水遣、席ニ着、直チニ一同ニ再拜シテ退ク。捲簾ナシ。焚香俯伏ナシ。

右畢テ、講堂ノ席ニ着。北ノ方南面諸役人、南ノ方北面拜見之者、東ノ方西面講席、南ノ方末席ニ擊柝、發聲着座相濟候節、閑谷役向詰ニ駈斗ヲ載セ出、切駈斗ヲ挟ム。銘々着座ノ前ニテ受。夫ヨリ擊柝、孝經講出。着座ノ面々不レ殘同聲ニ五等ノ孝ヲ讀ム。終テ講師孝經ヲ講ズ。退堂。夫ヨリ食堂ニテ各飯齋着、御鏡難煮、引續キ御馳走出。

寛政元年八月十九日、命を傳へて閑谷在學の諸生を戒諭せられた文は、丁寧懇切を極め百世の下、人をして感憤興起せしむるに足るものがある。芳烈公には直接關係がないやうであるが、亦是れ公の御遺志の顯現である。因て左に之をも収録して置く。

一、御役人申合、末々マテ諸事和睦致シ、無_レ自他_レ申合、御場所風儀宜敷様ニ有_レ之度事第一ニ候。

一、御役人御場所柄ニ居申候事、入學ノ諸生其外タリトモ手本ニ相成候様、學問出精ハ勿論、銘々行作格別ニ相慎ミ候様、心得可有_レ之事ニ候。

但習字場ヘ罷出候御役人、兼々被_レ仰候通、難_レ欠御用ハ格別、無_レ懈怠_レ出席有_レ之、小學素讀習字ハ勿論、行儀等ノ儀指圖可有_レ之、講釋日出席モ、御役人其外諸生末々迄、欠無_レ之様ニ可_レ被_レ心得_レ候。

一、校内年若ノ面々御場所柄ニ居申候儀、學問習字出精第一、諸事相慎ミ、外方ヘ出候テモ不行儀無様相心得、追々手本ニ相成候様テハ不_レ叶事ニ候。

一、入學ノ諸生モ多ク在中ノ者ノ儀、詩文ノ儀ハ勿論、書籍等モ格別博ク相讀候儀ハ當用ニ無_レ之儀、四書小學等講釋承リ、素ヨリ銘々講習等モ出精致シ、隨分作法正シク相守、高慢ニ不_レ相成_レ様相心得、村方手本ニモ相成候様有_レ之度候。

但勿論其方ニ應シ、致方モ可有_レ之事ニ候。

一、入學ノ諸生平日學房ハ勿論、其外ニテモ遊興並ニ酒事等有_レ之候テハ出精ノ妨ニモ相成候事ニ候處、近來何トナク右体ノ儀モ有_レ之様子相聞候。甚不_レ埒ノ儀ニ候。少シニテモ年長ク候者ヨリ相慎ミ、左様之儀無_レ之様有_レ之度。

一、校内村方迄御場所柄ノ儀、格別ニ御締リ無_レ之テハ不_レ相叶_レ事ニ候間、諸事被_レ申談、風儀正シキ様ニ可_レ有_レ之、尤古格タリトモ品ニ寄用不_レ申候テモ不_レ苦事ニ候。

一、御山林モ近來段々伐り取、薄ク相成事、御役人申合、追々生立宜様取計可_レ被_レ申、校内ヘ薪相渡候トモ、大小ニヨラズ御用木ニ相成候分ハ殘シ置キ、自分ハ御用ニ難_レ立分ニ下苜等相交ゼ相渡可_レ申、銘々請取候者モ隨分致_レ省略

請取可申事。

但伐取時節等可有之事、諸事狼成儀無之様、可被取計候。

右之趣、此度猶又申渡候間、無油斷被申合、諸事正敷可被取計候。尤銘々存寄有之候ハ、可被申出候。自然、心得違ノ者モ有之候テハ、吟味ノ上見届役ヨリ可被申出候。

公は學校維持の資源として、學田及び學林を附せられた。延寶元年八月、木谷村を以て學田とせられ、尋て翌年四月に左の如き設狀を下附せられた。

備前國和氣郡木谷村之内、地高貳百七拾九斛六斗五升八合、令附託開谷學問所料者也。

延寶二年四月朔日

御 黒 印

但し此際は、開谷領とせられたといつても、唯其の租税を以て校費に充てられるに過ぎなかつたのであるが、天和二年に至つて、木谷村を和氣郡福浦の新聖地に遷し、其の舊地を名づけて開谷村と爲し、開谷村を全く版圖の外に於て學校領とせられた。元祿十三年に至つて、又故あり、和氣郡中村の開田を以て木谷村と爲し、開谷村を名づけて開谷新田村とせられたが、其の地高に於ては變りがなかつた。蓋し學田を以て、全く版圖の外に置かれたのは、池田家が、後世若し移封絶國の厄に逢ふやうな事があつたとしても、學校は依然として存続經營せられ、些も其の影響を蒙るこゝのないやうに企圖せられたのであつて、公や永忠の深謀遠慮の程、全く敬服の至りである。學田は其後、井田村の下井や、新聖地、傍地等が附加せられて次第に増加し、又學林としては、所謂學校山と稱するものが七拾壹町歩餘あつたのである。それが明治維新版籍奉還の際の混雜に紛れて、學田學林共、或は民有と爲り、或は官有と爲り、明君賢臣折角の計畫も、空しく水泡に歸して終つたのは、惜しむても尙ほ餘りある事といはねばならぬ。

芳烈公は、開谷へは前後都合五回御來駕あつたやうである。即ち寛文六年初めて見分の爲に御來山、學校を建設すべき旨御内命があつた時、其後の御臨學四回である。四回の御臨學に就いては、永忠の勤書並びに池田家の留帳に依るに左の如く見えてゐる。

寛文十三年（この年九月に改元があつて）十月九日、少將様（芳烈公）和意谷へ御參詣。翌十一日御墓參。同日開谷へ被爲成、聖位拜被成。（聖位は夙く假學校建設の時）

延寶五年三月十五日、少將様江戸へ被成御座。ガケニ和意谷御登山。翌十二日御墓參。同日開谷へ被爲成、聖堂御拜。

三月十二日、老公臨學。聖位拜シ玉ヒ事ツテ在校ノ者共ニ謁ヲ賜ヒ、彌無懈怠ニ相勤ムベキ旨命アリ。留帳

同六年三月十五日、少將様和意谷へ被爲成。翌十一日御墓參。同日開谷へ被爲成、聖堂御拜。

三月十二日、老公臨學。聖堂へ與斗ヲ獻シ玉ヒ、焚香再拜。畢ツテ講堂ニ座シ玉ヒ、吏員ニ謁ヲ玉フ。留帳

同八年二月晦日、開谷へ被爲成。少將様、侍從様、信濃守様、聖堂御拜被遊、ソレヨリ和意谷へ被爲成。

二月晦日、老公（芳烈公）君公及信濃守ト同シク親臨。與斗ヲ獻シ玉ヒ上香再拜。學校ニテ午餐シ玉ヒ、直ニ和意谷ニ到ラセラル。留帳

結構善美を盡した講堂の南に、公御臨學の折、休息に充てられた建物が今に残つてゐる。御居間四疊半、次の間五疊半、納戸二疊、こけら葺の簡素を極めたものである。次の間の圍爐裏に接して、御居間の一隅の壁が下方三尺ばかり切取られてゐるが、これは公の御容貌が傀儡で天然に威嚴が具つてゐたので、恐怖の念を起さしめぬやうにこの御心遣ひから、直接御顔を拜するこゝのないやうにして、この間隙から農民達に歡語せられ、下情を聞き召されたと傳へられてゐる。この御居間に就いて、西嶺山先生は「開谷堂の三つ寶」に於て、次の如く述べられて居られる。

芳烈公は參拾壹萬石の御大名でも、此開谷堂へ御出になるに、いつも今日の塾舎よりも粗末なる彼の御居間に入り、彼處に起臥しては此講堂に昇り、此圍座の上に座して人道の講釋を聞き師匠を疎かにせられなんだ。近頃西洋人なごの此堂を參觀するものが多いが、私は毎も此話を聴かします。私は講堂よりも此居間を大切に思ふ。此居間あつてこそ彼

の講堂の大切なることを知るのである。和盛頼の住宅、ビートル一世の宮殿は、今猶堅牢なれば、斯る由緒ある此御居間の維持保存は最も必要である」杯さいうて歸つた米國人もありません。

但し芳烈公は、此處に宿られたこともなく、坐せられたさいふ講堂も以前のものです。今日残れるそれではない。然し御居間は必ずや烈公の御休息あつたものであらう。講堂新築に際しても、公の御儉讓の徳を永遠に偲び奉るよすがとして、永忠は特に之を鄭重に保存して置いたものであらう。而して公は天和二年に薨せられてゐるから、其後に改築されて今日に残つてゐる聖堂も講堂も、或は聖像も石壁も、御覽になつては居られないのである。然しこれらは皆公の御遺志によつて建造されたものであるから、これらが落成した時には、公は冥界に於て嘸かし御喜びになつたことと思はれる。

公は、嘗て岡山學校文庫所蔵の「十三經注疏」一部を閑谷文庫に移藏せしめられた。それは延寶七年三月九日の事であつた。十三經とは、易・書・詩・周禮・儀禮・禮記・春秋左氏傳・公羊傳・穀梁傳・論語・孝經・爾雅・孟子をいふ。初め唐の太宗の時、孔穎達が命を奉じて五經正義を撰し、高宗の時又命あり、賈公彥は周禮・儀禮の兩正義を、除彦は公羊傳正義を、楊士勛は穀梁傳正義を撰した。宋の眞宗咸平三年又命あり、邢昺は孝經・論語・爾雅の正義を、孫奭は孟子の音義を撰した。是に於て十三經の注疏は凡て完備したのである。然し是等を總稱して十三經と名づけたのは宋の眞宗以後であるが、何人が、何時命名したかは明かでない。目次は次の通りである。

周易正義	十卷	魏王弼、晉韓康伯注。唐孔穎達正義。
尙書正義	二十卷	舊題漢孔安國傳。唐孔穎達正義。
毛詩正義	七十卷	漢毛亨傳、鄭玄箋。唐孔穎達正義。
周禮注疏	四十二卷	漢鄭玄注。唐賈公彥疏。
儀禮注疏	五十卷	漢鄭玄注。唐賈公彥疏。

禮記正義	六十三卷	漢鄭玄注。唐孔穎達正義。
春秋左氏傳正義	六十卷	晉杜預集解。唐孔穎達正義。
春秋公羊傳注疏	二十八卷	漢何休解詁。唐徐彥疏。
春秋穀梁傳注疏	二十卷	晉范甯集解。唐楊士勛疏。
孝經注疏	九卷	唐玄宗注。宋刑昺疏。
論語注疏	二十卷	魏何晏等集解。宋刑昺疏。
孟子注疏	十四卷	漢趙岐注。舊題宋孫奭疏。
爾雅注疏	十卷	晉郭璞注。宋刑昺疏。

すべて四百十六卷、其の刊本としては、明時代のものに、正徳本、嘉靖本、萬曆本、崇禎本等があり、清時代のものに、乾隆勅本、阮元本等がある。公が閑谷へ移藏せしめられたのは崇禎本である。これは崇禎十五年に、常熟の毛晋が汲古閣に於て刊行したもので、汲古閣本とも稱する。其の題字は公の御自筆で、且つ毛詩注疏卷第二ノ二に二枚、禮記注疏卷第十二に一枚、春秋穀梁傳卷第十六に二枚、都合五枚、落葉のある所を御書足しになつて補はれてゐる。御筆蹟は素朴で雄勁である。公は甚だ御手跡を好ませ給ひ、弱冠の頃には青蓮院の宮尊純親王に御學びになつたが、後には支那の古法帖に就いて御研鑽になつたさいふことである。三十一萬石の國主が聖經を貴重愛惜せられるの餘り、自ら筆を劃して丹念に細書せられた敬虔な御心持は、涙ぐましいまでに尊い。なほ毛詩注疏七十卷には全部、易・禮記・論語・孟子等には、其の初の部分に、各々朱黃が加へられてある。恐らくは公の御手になるものであらう。「有斐錄」には、

公の折ふし讀せ給ふ十三經注疏、から桑にて作りたる篋二つに入れ、荷はん様になしたり。是は述職の時も、携られたるとなり。朱書所々あり。公の君子儒を以て自期したまへる故にや、心を古の書に潛させたまへる、有がたき事なるべし。

こある。参勤交代の途中にも、御駕籠の中で時折これを繕かれたのであらう。御好學の程敬服の至である。而してこの唐桑の箱に入れてあるものは、私は昨年池田家に於てこれを拜見した。これも同じく汲古閣本であるが、書物の形は閑谷のよりはやや大きい。而してこれも落葉數葉を補寫せられてあるが、朱点は少しも施されてないやうであつた。「仰止録」には

閑谷御遺書の内に、唐本十三經注疏一部あり。落葉の處御自身に御書足しなされ候て、唐桑銀の金物の御匣二つに入れ本紙の上包ありて錠前付御長持に入れ、御道中も御持たせなされ候こなり。

こあつて、今日池田家にあるものが、も閑谷にあつたもの、如く記されてゐる。然しこの御道中にも携へられたといふものも、岡山學校の文庫から閑谷に移藏せしめられたものは、自ら別なものであるまいか。前述の如く、公の御手澤本十三經注疏は、現に明かに二部あるのである。思ふに公はこの書を二部入手され、一部は御朱なき加へられて岡山學校に御下渡しになり、それを後閑谷の方へ移され、一部は御手許に留め置かれ述職の時なきには之を携へられたのであらう。

十三經注疏は古注の書である。朱子學者は、第一に朱子の新注に據つて、古注は餘り顧みない。陽明學者中江藤樹は、「訂正翁問答」に於て

聞かでかなはぬ書物は十三經なり。

こいつて、十三經を推稱してゐる。光政公は朱子學者に接せられぬ以前に於て、この書を手入れたのかも知れぬ。しかし公は朱子學者に接せられるこになつたからこいつて、必ずしも朱子學にのみ從はれた(學校の諸生)といふわけではないから、この書は、其後も絶えず座右に差置かれてゐたのであらう。

公御薨去の年即ち天和二年の九月十七日には、新年のお讀初にお用ひになつた御自筆の孝經一部、並に四書一部を、翌三年九月十五日には、御遺物及び御衣服等が、閑谷に納められた。「仰止録」には御遺物として

御印籠 銀小 鎮め 木製 御巾着 御帶 くわ 御茶辨當 藥罐火入 金物共銅に御視添

等をあけてある。「泳化餘編」には

今閑谷の學校にある處の公の衣服器什をあけて、其質素の有がたき事をいひ、その終に御裝束は甚美麗なるものなりこあり。是はいかなる事ぞや。裝束に至つては私の製に従ふべきにあらず、位階に従つて定法有りて變すべからず。たこへば、いかに質素なればこて、四位以上の人、布直垂、革緒直垂等を用ゆべきにあらず。美麗なればこて、金襴蜀錦等にて製するこ能はず。これはひいなな裝束等しく心得て記したるにや。

こある。御裝束は甚美麗なるものなりこは何書に見えてゐるのか知らぬが、その筆者とても美麗なのが良くないこ曰つたのではあるまい。謂はゆる非_二飲食_一而致_二孝乎鬼神_一、惡_二衣服_一而致_二美乎黻冕_一、卑_二宮室_一而盡_二力乎溝洫_一された、公の大徳を讃へたのであらうから、「ひいなな裝束等しく心得て云々」こいへるは如何こ思ふ。なほ公の御遺物としては、御居間に閑谷御見分の際用ひられたこいふ養笠、木杖等もあつたやうであるが、それらは勿論、すべての御遺物は、今日池田家の方へ行つてゐる、閑谷には何もない。然し、聖廟・講堂・御居間・鶴鳴門・石壁・芳烈祠・椿山等の營造物が、依然こして残つて居り、又四千七百餘冊の文庫の中には御手澤本十三經注疏も留められてあり、山色溪聲、一草一木も亦無限の景慕を寄せしむるに足るものがあるのである。

新井白石は藩翰譜に於て、公を讚嘆し

此人、周公孔子の道を尊て、私に學校を設て、物まなぶこをす、めしかば、いくほごもなく、國中の四民ここしく其風に化す。本朝此事絶てのち、人臣にしてふた、び振起せしここ、めでたかりけるためし也

こ曰つてゐる。我國に於て純然たる官立の學校の建てられたのは、天智天皇の御代のここである。皇太子の御時分から、藤原鎌足と共に、南淵請安に就いて、周公孔子の道を學んで居られた天智天皇は、即位に及んで始めて大學を建て、學職頭を置かれたのである。天武天皇の朝になつては國學をも置かれた。太寶二年に律令が制定せられて、我國の教育制度は、立派に組

織立てられた。この大學及び國學は、大體に於て門閥家の子弟を入學せしめてゐた。それで貴族教育を主義とするものではあるが、郡縣制度に基いたもので、我國古來の習慣たる氏族制度とは一致しない。そこで氏族制度に基いた所の私立學校が、平安朝に至つて盛に興された。和氣廣世の弘文院、藤原冬嗣の勸學院、藤原文時の文章院、嵯峨天皇の皇后の、其の弟の橘氏のこの學館院、在原行平の慶學院、恒良親王の淳和院等は其の尤も有名なものである。而して後には大學そのものまでが、次第に官學の性質を失つて、私學の如き有様を呈するに至つた。それは菅原清公の獻策に依つて、大學寮に東西の二曹が増築され、仁明天皇の承和年中、清公が東曹の、大江晋人が西曹の曹公となつてから後、兩氏の者が代々兩曹の曹公となり、大學寮が自づみ兩家の勢力の下に立つやうになつたからである。而してこの大學寮は村上天皇の天曆四年の大火、一條天皇の永遠年間の震災等によつて大きな災禍を蒙り、一時修復を加へはしたものの、次第に頽廢し、高倉天皇の治承元年の大火に燒失して終つてからは、再び造營せられる事もなかつた。それでも大學頭以下の職名は殘されてゐたけれども、これでも僅かに其の員に備はれるに過ぎず、課試の行はれる事もあつたが、到底昔の比ではなかつた。大學がこんな有様だから、國學に至つては悉く亡びて終つたのである。鎌倉室町時代に於ては、教育といふものは全く衰微の極に達した。稍々教育の機關として見るべきものとしては、昔の國學の遺制たる下野の足利學校と、北條實時の設立した金澤文庫とがあるに過ぎなかつた。群雄割據の戰國時代に於ては、争亂に纏ぐに争亂を以てし、上下共に學を講ずるの邊とはなく、教育の事なきは殆んど顧慮せられなかつた。九州の菊池島津の兩氏、中國の大内氏等、いくらか學問を重んずるの事はあつたが、其の勢力の及ぶ範圍は狭小であつた。織田豊臣の二氏が天下を統一したけれども、其の治世の期間は共に短く、いまだ文運復興の機運を見るに至らなかつたのである。關ヶ原の戰の結果、遂に天下の覇權を握るに至つた徳川家康は、夙くから學問をこのみ、文庫を營んだり、書籍を出版したりした。且つ關ヶ原の役の翌年、即ち慶長六年には、伏見に圓光寺を建て、田地二百石を寄附して學舎を開かせ、元佑を師として、僧侶や俗人の入學を許したのであつた。徳川氏の建學は、これを以て始とする。然しこれを以て幕府の官立學校とは認め難い。林家の私塾を移して昇格せしめた、幕府の官立學校たる昌平坂學問所が開かれたのは、元祿四年五代將軍綱吉の時代で、諸藩

の藩學の設立も多くはこれ以後に係るものであつて、文化文政時代を以て其の最盛期とする。芳烈公は幕府の昌平齋に先だつて四十と年にして、すでに學校を建て、居られる。而して藩士の子弟ばかりでなく、庶民の子弟をも教育して居られる。公の先覺者たり名君たることは、この一事によつても推測されるのであつて、白石の言の如く、洵にめでたかりけるためしであつた。

岡山藩の學校といへば、其の規模に於て、其の精神に於て、世人に景仰讃嘆せられ、天下の名譽として之に範を取るものが多かつた。水戸の弘道館の如きも、其の中の一つである。藤田東湖は「弘道館記述義」に於て、左の如く述べてゐる。

備前國主池田氏、蓋有見於此。用其臣熊澤伯繼之議、新設學校、合文武而爲一。我公每深嘆賞其通達國體。及建斯館、亦傲其美意。所以有文武不岐之戒。學者其可不服膺乎。

芳烈公が、文武を合して一と爲されたといふのは、かの花園會約の第一條に、左の如く規定されてあるのに基いてゐるのであらう。

一、古人ノ善ヲナス日ヲ不レ足トスルモノハ何事ゾヤ。良知ノ人心ニアル、其職ニ居テ其職ニ任ゼザルハ皆不快故也。此ニ我輩弓馬ノ家ニ生レテ、武士ノ名ヲ得ル人ナレバ、武士ノ徳ニ味ク、武士ノ業ヲ勤メザルハ、自ラ良知ニ恥ル所ナリ。夫武士ハ民ヲ育ム守護ナレバ、守護ノ徳ナクテハ不レ可レ叶。其ノ徳ノ心ニアルヲ仁義ト云。天下ノ事業ニアラハル、ヲ文武トイフ。故ニ明ニシテ慈愛アルハ文徳也。明ニシテ勇強ナルハ武徳也。良知明ナレバ、此徳素ヨリ我ニ備レリ。是故ニ今諸子ノ會約致良知ヲ以テ宗トス。マコトニ得ガタキ此生ヲ得、難レ聞聖教ヲ聞、難レ遇同志數輩アツマレリ。三難ノ時イカデ默止スベキヤ。三難ノ福ヲ得ニ當ツテ、徒ニ悠々トシテ飽煖ヲ安シ、此生ヲ空セバ、天威明也。其罪一生ノミナランヤ。可レ恐レ戒ノ甚シキモノ也。夫文武ニ徳有藝有。徳ハ猶前ノ生意ノ如ク、藝ハ猶耕耘ノ如シ。文武ヲ以テ耕耘ノ事トシテ、心ノ生理ヲ生長養育シ、教學相長シ、借ニ聖果ヲ結バンコト、何ノ幸カ如レ之哉。

而して學校建設後も、竹舎と柳舎に於て武伎を學ばせてゐたのである。史記孔子世家を見るに、孔子は有文事者、必有武備。有武事者、必有文備。と曰つて文武の兼備を尙ぶ思想を發表してゐる。孔子を文の人とのみ思ふのは間違である。孔子が人道の根本原則とした仁そのものも、知情意の調和的發達を意味するもので、單なる感情的のものではない。孔子の爲人は溫良恭儉讓であつたけれど、内には秋霜烈日の強い所があつた。夾谷の會に於ける外交の如き、三都を墮たんせしめし如き、大夫少正卯を誅せしが如き、以て其の一面を知るに足るものである。けれども孔子の此の文武兼備を尊ぶ精神は、後世に傳はらず、支那に於ては文を尙んで武を卑しむ、遂に文弱の國となつて終つた。我國は然らず、古來から文武兩道を、否文武不岐を尙んだのである。然るに足利の季世より戰國時代にかけては、武をのみ偏重するの體があつた。芳烈公は文運の復興を圖られたが、決して文のみは偏重せられず、文武を合して一とせられ、大いに我が國粹を發揮せられんとしたので、洵に明君の明君たる所茲に在りと言はねばならぬ。蓋し文は武を待ち、武は文を待つて、始めて其の眞價を見るを得るのである。但し公が學校創設について熊澤伯繼の議を用ひられたといふについては幾分の疑点がある。

伯繼は「集義和書」に於て

古は日本にも盛なりし學校の教、釋奠の祭なきも中興せば珍らしかるべく候。(卷四第十節)

今の時に當て大道を興さむものは、學校の政を先にして、人々固有の道德を知らしめ、道理をわきまへしむべし。(卷五第一節)

こいひ、「集義外書」に於ては

學校の政だによければ、繼君は次第によき人あり。大夫士にも、子孫はますますよく成ものなり。(卷五)

こいひ、「大學或問」に於ては

或問、學校は文學の所なり。政こいへるは何ぞや。云、學校は人道を教ふる所也。治國平天下は心を正しくするを本とす。是政の第一なり。其上大君諸候を親しみ給ひ、父子のこましく心服するは、學校あるによつて也。學校の師は、徳ありて

理にくらからざる人を司とす。博文達才の者、其下に附て經傳を講明す。大君老臣諸候、上士中士をひきゐて議論講習す。大君の道德に親切なる一言は、他の千言萬語よりもまさりて、諸候諸士の心志を感動す。諸國に傳へて、衆の固有の善心を感じす。徳の流行置郵して命を傳るよりも速也。

こいひ、治國安民の上より、學校建設の必要を力説してゐる。芳烈公に出仕せる時分に於ても、嘸かしかういふ意見をも聞陳したこゝであらう。然し君子儒を期せられた芳烈公にして、伯繼の言によつて、始めて學校建設の意を起されたとは思へない。學校建設の事は、必ずや公の御發意に基くものであらう。なほ花園會約そのものも伯繼の作か否か、嘗て述べたやうに疑問なのである。伯繼は政良知を説く陽明學者であつたし、且つわが國俗よりして文武二道を尊んでゐる。「集義外書」に於ては

一心友問。學校の政は人の才徳を生じ、民のまさひとけ、人君位を不失、士民風俗あつく、天下長久の備と成侍れども、我朝王代の學校の體は知り侍らず。唐の法はあひがたかるべし。日本の國俗にかなふべき事はいかゞ。云、和漢古今共に、實はかはりなし。國俗と時勢によりて、右を先へするか、左を先へするかのはかり有べし。今日本の國俗は、武を專にして文を用ひ侍らず。然れども文なくては一日も立がたき道理あれば常に文を用ひ不し知のみ。今の人情を本として、學校を取立は、右を先とし武藝の上手を置て、十五以上の子は、弓馬兵法を專にし、日々に武藝に進み、しるしあらば、諸士學校の益を知べし。問、何をか常に文にをる云や。云、正月元日より始めて、太刀折紙鳥目等を以て、君臣の禮を行ふは文なり。(略中)いにしへ武道の盛なりし時は、文なきを恥こいへり。此故にむかしの武士には能書文學の人多かりき。楠正成其子に遺書せしも、勤學の事を第一にいへり。後世武道おころへてより、却て文道をいひさみして、文盲を恥せざる風俗になれり。類多く成て其非を常とせる也。學校によき師を置、目附役人有て、口論不作法なきやうに法を立、十五以下の子に、手習うたひ、しつけかたなきを教へ、十五以上は、弓馬兵法を第一として、手習文字よみをも、其身の望次第にまじへならはしめ、其中道に志有人をば、別にひきわけて、四書五經を講習し、禮樂弓馬も、とりわけ委しく稽古し、文武二道の士出來れば、今の國俗をも變ずることあるべし。(脱論)

こいつてゐる。それがこいつて花園會約を以て、伯繼の作と断定することは、既述の如き理由によつて、致し難いのである。蕃山は又同書に於て

學校の品は、備陽の學校の立やう、武家の情にかなへり。後世法をみる人あるべきか。(二) (脱論)

こいつて、岡山藩の學校を推稱してゐる。これは如何に解すべきであらうか。世人は多く、岡山の學校は勿論、閑谷堂をも伯繼の建設に係るものさ考へてゐるが、伯繼が岡山の藩學建設に就いて、この程度にまで貢獻する所があつたかは詳でない。蕃山は花園會が設けられた慶安四年から六年目即ち明暦三年には既に致仕してゐて、岡山に假學校を設けられた寛文六年には、京都に寓して講道と著書に從つてゐたのである。但し寛文九年七月學校上校の際、祭酒となつて其事を督し、十月開校後は時々經を講ずるの事あり、同十年正月五月初めて新年讀初の式を行つた事だけは確である。

さて伯繼の言の如く、後世岡山の學校に法をとる人が多かつた。前述の如く水戸藩然り、それより前に佐賀藩の弘道館あり、後に山口藩の明倫館其の他がある。

菅茶山の「筆の壽佐比」には左の如く見えてゐる。

高山彦九郎は、上野新田の人なり。余が二十ばかりの時、來りて一宿せり。この人鼻高く、口廣く、丈高くして、總髮なり。常に勤王の志あつく、歴代天皇の御諱及び山陵の如き、暗記して一も誤らず。談たまくと王室の衰へしこゝに至れば、かならず流涕せり。六十餘國を遊觀せむと、四方をうちめぐりしが、その間の奇事異行少からず。

ある時、備前の閑谷の學校に宿りて、その學制規約なきを尋ねしに、教授の人、書物一冊を出して示したり。翌朝、早くその寢室に行きて見れば、彦九郎は、明くるも知らで、燈に對してその書を寫しむたり。猶半枚ばかり残れるを、やがて寫し終へしが、すべて五十葉ばかりの寫本なりとまむ。

教授の人とは、有吉以顯の事である。彦九郎が閑谷に來たのは二十九歳の時であつた。而して彼が閑谷の學制規約なきを尋ね、徹宵してまで、之を寫してかへつたのは單に奇事異行のみ見るべきではない。彼は京都に學校建設の素志を抱いてゐた

ので、その参考に資する所あらんこゝしたのであつた。

三輪執齋は其の「治教論」に於て

備前閑谷の校は、其の規模大いに備はれり。城下にも亦學校ありて、庶人までも學ぶこゝを得たり。

と曰つて、岡山の學校よりも閑谷學校の方が、其規模に於て大いに完備せるを稱してゐる。是は事實に於て全く然うであり、天下の通論でもあつたから、有名な儒者や士人にして、閑谷の聖地に訪れたものは、前後二百年の間に噓かし多いこゝであつたらうが、文献乏しく、今日之を審にし得ないのは残念である。然し右高山彦九郎の外頼春水、菅茶山、頼山陽、大鹽平八郎、横井小楠、等は幸にして、其來山を證すべき文書がある。

閑谷口號

頼春水

山如曲屏風。路從溪底通。樵夫與牧豎。知人詣學宮。

樵牧知學宮。學宮知學道。遺烈見烈公。歸人得幾實。

一水十餘涉。溪喧物自閑。地開學字肅。萬疊四圍山。

閑谷

菅茶山

遺澤今幾世。夏楚尙嚴莊。時間擱夫語。亦及文宣王。

又

連岡對森立。一路曲如弓。幽澗流其傍。縈迂翠積中。

行々數回轉。覺宇忽穹崇。不圖富林窟。有此絃誦叢。

村民皆朴直。猶見舊流風。草昧戰爭時。割據幾姦雄。

一變尙儒雅。實始自烈公。文治想當時。巍然兩學宮。

堤防聖嗣役。遺構壯四封。我曾觀泮林。今又此來登。

屋棚何廣大。瓦葺何玲瓏。垣牆諸房舍。幾年乃竣功。
願思及公身。財用備且豐。不然大役餘。比間能不窮。
方今稱時雍。郡國少荒凶。如何民逾寡。府庫動輒空。
節用與聚財。其法或未工。生財有大道。万世行斯道。
宇宙軌非異。君民體固同。誰能反其本。推恩蘇三農。
踴躍悲往昔。書聲靜雲松。

山陽は文化十一年十一月來山、「史鑑」の著者武元君立の請に依つて嘗て黄葉亭記の作あり、詩あり、此時對聯の作あり、大鹽平八郎は天保四年九月、門人大井正一郎等を従へて來山、是より先、其著洗心洞剝記一部を閑谷翁に納めてゐる。

横井小楠

學校は芳烈公御建方にて當時(嘉永四年)迄大災無之、拜見仕候處、全体規模廣大にて、禮樂より化を成候思召にて御座候。御作事は至りて龔略に相見え、美麗なる事は聊も無御座候。獨聖堂講堂のみ結構に御座候。(遊歴見)
以上の人々、いづれも仰いで規模の廣大にして結構の壯麗なるを觀、俯して芳烈公の遺烈を讚嘆してゐる。私にも縁あつてこの尊き古費に學道を修せるは、無上の幸福といはねばならぬ。
(昭和七・五・一五、閑谷新樹の中に於て)

芳烈公
二首
君子儒に志をば立てし夜の幼主の熟睡人いばかりぬ
いにしへの侯伯にして漢籍に打ちし朱黄はおろそかならず
聖廟
圍みたる築地のうちはもの植ゑず昔むせりける太牢碑ひとつ
鶴鳴門
谷空に徹りて鶴の聲きこゆ大扉ひらげば今もきこえぬ
黄葉亭
山かげの古庵寒く向う田の晩稻にのこる夕映のいろ

池田光政公傳

藤原幾太

池田光政公は備前の藩主なり。其の祖は鎮守府將軍源賴光より出づ。賴光五世の孫右馬允泰政美濃國可兒郡池田庄を領し、始めて池田氏を稱せり。子孫攝津に居住す。池田九郎教依に至り楠木正行が遺腹の子を養ひて宗家を繼がしむ。是れ池田十郎教正なり。後に兵庫助となり、足利義詮・義滿の時武勇の名を擧ぐ。其の子を佐正といひ、佐正が子を六郎といふ。其の後裔紀伊守恒利は足利義晴に仕へ近江國に移り池田某の女を娶れり。天文七年三月二十九日卒す。子信輝、織田信秀、信長に仕へ漸次武名を顯せり。信長の本能寺に自及するや、嫡孫三法師を輔佐す。天正十二年豊臣秀吉の徳川家康と小牧山に對陣するや、秀吉の招きに應じ、竊に三河に侵入し岡崎城を突かんとせしが、四月九日尾張の長久手に於て永井傳八郎直勝のために討死せり。時に年四十九歳なり。子輝政は織田信長に仕へ後豊臣秀吉に従ひ、島津義久討伐小田原征伐に従軍し功勞あり。關ヶ原の役に東軍に加りて戰功あり。徳川氏より松平氏を賜ひ、奏請して正三位參議に叙任し、播磨五十二萬石、備前三十一萬五千石、淡路六萬三千石を領し世に姫路宰相百萬石と稱す。二男忠繼は備前、三男忠雄は淡路に分封せらる。而して輝政は姫路城に在り、忠繼幼少の故を以て長子武藏守侍從兼右衛門督利隆をして岡山城に居らしめ其の國政を攝行せしむ。輝政慶長十八年正月二十五日姫路城にて卒す。年五十歳なり。

光政公は利隆の嫡子にして慶長十四年己酉四月四日岡山城の本丸に誕生せらる。初諱は幸隆、後光政と改む。通稱を新太郎といふ。母は將軍秀忠の養女にして榊原式部大輔康政の息女鶴姫なり。因て秀忠は牧野豊前守信成を岡山に遣はして弄璋の慶を述べしめ、青江の御刀、信國の御脇指及び衣服を賜ひ、母君脂粉の費として封邑千石を備中に賜へり。同十六年辛亥、光政公三歳にして始めて東下し江戸城に於て將軍秀忠に御目見あり。來國俊の御脇指を下され、江戸に留まる。同十八年癸丑、五

歳にして始めて江戸城に於て前將軍家康に見ゆ。家康手づから新藤五の御脇指を執りて賜ひ其の背を撫して曰ふ、「輝政の孫なり。我れ日にその成長せんことを望む。」云。光政公拜して刀を受け、抜きて之を視る。家康驚き爲に刀を取りて之を室に納む。光政公の退かる、や家康目送するに稍々久しうし左右を顧みて曰く「眼彩電發せり。彼れ必ず常人に非ず。」云。是歳正月祖父輝政の卒するや、父利隆其の遺封を襲ひ播磨國宍粟、佐用、赤穂三郡を除き四十二萬石を領す、光政公も亦父に従ひ姫路城に移れり。

元和二年丙辰、利隆病に罹るにより幕府より暇を賜はり京師に赴き、其の病を看せしめんがため牧野傳藏成純を副へらる。六月十三日卒す。年三十三歳なり。上使酒井雅樂頭・土井大炊守より命ありて、光政公八歳にして利隆の遺領を襲封せらる。同三年丁巳、臺命ありて家老共を京師に召し、播磨は中國樞要の地にして幼少の領主は當り難しとの理由を以て因幡伯耆の兩國に轉封せしめらる。因て八月藩士を鳥取に移す。公尙幼稚なるを以て江戸に留まり老臣をして國に就かしめ衆議以て國政を執行し、早く公の成長せられんことを祈れり。同四年戊午二月、公十歳にして始めて入國の暇を賜ひ、來國俊の御刀及び馬を下さる。三月因幡鳥取城に入らる。同五年己未七月、將軍秀忠入朝せらる。公命に依り京師に參候し、左文字の御刀を拜受し、廣瀬を警衛せられたり。同六年庚申冬、江戸に參勤せらる。(爾來隔年大抵東動ありて、御刀を拜受し馬を賜はることを常例とせり)此年命を受け大阪城を修築せらる。同八年壬戌、公十四歳、每宵寢に就きて寢ねず、侍臣其の故を問ふ、公曰く、「我れ幼沖にして父祖の靈に藉り大國を領有す、因て念ふに何を爲さば則ち國民を教養するべきを得べきと、晝夜思ひを焦し食味を甘せず、寢ねて席を安んぜざりき。然るに昨儒官の論語を講ずるを聞き(子謂子夏曰、女爲君子儒、無爲小人儒。)始めて君子の儒となり以て國民を教養するに足ることを悟り然る後心やや定まり始めて熟眠するを得たり。然れども未だ全く安堵すべきにはあらざるやを慮る。」云。同九年癸亥七月、家光征夷大將軍に任ぜられ、入朝あり。公も亦扈從して京師に朝す。時に家光より、公に元服を加へしむ。因て偏諱を授けて光政と稱せしめ、又奏請して、從四位下侍從に叙任し、直綱の御刀を授けらる。八月六日將軍の御參内あるや公扈從せらる。

寛永元年甲子、幕命により再び大阪城を修築せらる。同三年丙寅七月、將軍家光、前將軍秀忠と共に上洛す。御年十八歳、八月十九日左近衛權少將に進み、九月六日、後水尾天皇二條城に行幸の折、家光將軍御迎せしめて御參内あり。公騎馬にて供奉せらる。尋いで二條城に於て和歌を獻す。同五年戊辰正月御年二十歳江戸邸に夫人を迎へらる。夫人は秀忠の養女にして中務大輔本多忠利の女なり。夫人の母は秀忠の女千姫にしてさきに豊臣秀頼に嫁し、後忠利に嫁がれしなり。嘉儀股動にして秀忠御前に於て御盃を下され正宗の御刀及び志津の御脇指を拜受せり。家光將軍も亦家守の御刀を賜へり。此年亦幕命を受け大阪城を修築せらる。同八年辛未、前將軍秀忠疾あり。十二月光政公を臥内に延きて懇命する所あり。實に御一門の外御一人の御目見なりき。

寛永九年壬申四月、備前の領主宮内少輔忠雄逝去せらる。蓋はより先乙卯の年前領主忠雄逝去ありしより、忠雄を移封ありしなり。茲に於て乎、五月俄に光政公を江戸に召さる。臺命あり、「備前は西國要衝の地なり。然るに忠雄死し其の子勝五郎(光仲)尙幼少なり。斯くては其れ守り難し。故に更に卿を煩すに此國を以てし勝五郎を因伯に移さん。」云。因て六月十六日老臣諸士をして先づ備前に移らしめ、公も亦入國の暇を賜ひ國次の御刀を拜受し日ならずして江戸を發し、大阪より白鷗丸に乗じ八月十二日岡山城に入らる。備前國及び備中國淺口、窪屋、下道、都宇四郡の内に於て、三十一萬五千二百餘石を領す。公時に二十四歳なり。同十一年甲戌、公、家光將軍に従ひ京師に入朝せらる。熊澤伯耆内膳正板倉重昌、主膳正京極高道の推薦によりて公に事ふ時に十六歳なり。同十三年丙子正月、公諸侯と共に江戸城總郭の修築をなせり。其の功により長光の御刀を賜ふ。七月朝鮮信使を牛窓に饗せり。同十四年丁丑、新に御野郡に壑田營作ありて萬倍村と名づけらる。八月新錢の通用未だ治ねからざるを以て幕命を受け京師より鑄錢師を雇庸し鑄錢所を創設し錢貨を鑄造せり。ために國民深く其の便に服せり。十月切支丹門徒十六歳の少年益田四郎時貞を推して首領とし、肥前國島原半島の原の古城を修めて此に據りて叛けり。島原一揆蜂起の報江戸に達するや、幕府は直ちに内膳正板倉重昌を追討使として島原表に馳せ下らしめ賊徒を征伐せしめ、西海の諸藩主に令して之を討伐せしむ。光政公船奉行中村主馬に命じて、關船十艘を大阪に廻漕せしめ、追討諸藩の航海軍用等に供せ

らる。其の用意周到なるものあり。同十五年戊寅正月、嫡男を擧げらる。是れ即ち綱政（從四位下侍從兼伊豫守）なり。當時光政公江戸に在りて二月將軍の内命を受けて歸國し、向島原の賊勢猖獗ならば起つべしとて島原に出陣の準備をなされしも、幕府に於て老中松平信綱を上使とし戸田氏鐵等を湖へて西下せしめ、糧道を絶ちて賊徒の窮窮するを待ちて總攻撃を行ひ亂鎮定せり。ために公の出征も亦やみぬ。此年熊澤伯繼を辭して近江の桐原なる伊庭氏の許に寓せり。同十六年己卯三月、公參府ありし時下總の和泉を鷹狩地に賜へり。同十七年度辰、異國船遠見番所を下津井及び牛窓に設置せり。同十八年辛巳、一藩の子弟をして儒學を修めしめんがため、舊領主忠雄の建營せられし上道郡花島の別邸を以て假に學舎と爲し、教師をして専ら儒學を修めしめ兼ねて武技を講せしめらる。ために「花園會約」なる教則を制定せらる。（年代、作者に異説あり）同十九年壬午、江戸より歸國し専ら治を勵み庶務を親裁し大に諸法度を改定し、郡村の諸規則檢見法會計法等を更張す。六月國に就きしより十二月に至るの間處分せし政事の條件總て千二百六十七の多きに及びり云ふ。此年御野郡に壘田の設けありて平吉村と名づけらる。同二十年癸未正月、幕命を受け江戸城を修築し、公親ら日々工場に臨みて役を督せり。功竣りて將軍家光面のあり其の勞を慰す。

正保元年甲申二月、幕府に請ひ東照公の社殿をば、岡山城東上道郡幣立山に造營し、翌二年乙酉の春、神靈を遷移し以て岡山城郭の鎮守とせらる。附するに社領三百石を以てす。七月第二の男子を擧げらる。是れ即ち政言（從五位下信濃守）なり。此年家光將軍に請て封内の壘田二萬五千石を弟恒元に頒たる。同四年丁亥、（此年異説あり）復熊澤伯繼を聘用す。公與に語り大に悦ばる。命じて近侍とし祿三百石を給す。其の經世の才あることを知り後拔擢して參政たらしめ祿三千石を給せり。伯繼至誠國に奉じ、知りて言はざることを以て務めをなせり。

慶安元年戊子、家光將軍の日光に參詣せらるるや、公懇命を以て唯一人江戸城を留守せらる。而して家光の歸城あるや亦公をして日光に詣でしめられたり。八月家光に建議して備前國中第一の古刹金山寺の廢絶せるを復興し、百八十六石を寄進せり。同二年己丑十一月、第三男を擧げらる。是れ即ち政倫（丹波守御録）なり。家光將軍播磨赤松郡の三萬石を備後守恒元に下さ

れ、公を召して曰く、「予が意猶卿に賜ふが如し。」と。且恒元をして壘田を公に復さしめらる。同四年辛卯正月、兵制を更定す。深く心を兵備に用ひ慶元以來定立せし兵馬の制を損益し、更に一定の規律を定めて爾後時々山野に田獵して進退分合を實地に試む。隣國の諸侯藩士の來り觀るもの多し。萬治の初年に至りて其の制度全く備るこいふ。

承應三年甲午夏、早し秋霖雨あり。七月十九日洪水ありて旭川暴溢し濁水郭内を浸し、藩士の邸宅を始め市塵田家に至る迄毀壞し或は流失せるもの殆んど四千戸に及びり。公倉廩を開きて饑饉を賑恤せられたるも、悉く及びがたかりしかば大に憂ひ思召して是れ予が政事の不善なるによりて天の戒め給ふなるべしとて、惻然として益々仁政を施さる。然りし雖も田野荒蕪して國用足らず。熊澤伯繼の建策を採りて遂に黃金四萬兩を幕府に借り以て錢にかへ、領内の四方に運び之を庶民に頒ち與へ窮民を賑濟し、有司をして封内を巡行し民舎に入りて之を審視し、鰥寡孤獨無告の窮民を惠み棄兒を收め、又銀米竹木を給與して民屋の破壊を悉く修繕せしめられ、冗征をば除き賦歛を薄くし以て民生を厚くし、冗費を裁制し財用を節減し、儉約の法を立て醫師を郡村に置き病者を治療せり。當時國中の人口二十五萬餘人中、賑恤を受けしもの二十餘萬人に及びり。老臣以下諸有司を誡めて曰く、「今年の旱暵、我一代の大厄なり。意ふに我無道ならんか、上天直に滅亡を降さずして反て戒め給ふなり。若し又天の時ならんか、我が好き時に國を保てり。何れにせよ自ら警め人民の急救はざる可らず。汝等我が心を體し夙夜力を盡し一人の饑餓あらしむる勿れ。金穀の費なきを我が爲めと思ふ可らず。倉廩は空乏を告ぐるも國民の困窮せざるこも我が爲なり。」と。又大いに言路を開かん欲し、是歳一の諫臣を城池外に設け以て諫言を受く。因て其の橋を目安橋といふ。十一月十三日備中淺口郡中大島柴木村なる孝子甚介を城府に召し見て其の額を撫でて曰く、「眞に天民なり。」と。之を賞し感狀を下して田地を給し租税を免す。又善人を賞して田租を免じ、又慈善の僧是要を褒賞して金錢を與ふる等勝けて記すべからざるなり。

明暦元年乙未春、始めて祖考の神主を設け假廟に祀られ御時祭執行あり。此年熊澤伯繼の建議により岡山城北旭川の東堤を低くして水勢を殺ぎ之を導きて東流する水路を開き更に南折して海に注がしむ。後其の支流を修めて百間川と呼べり。同二年

丙申、熊澤伯繼和氣郡木谷村に獵して馬逸して墜ち右臂を傷けしにより、翌三年丁酉、致仕を請て和氣郡寺口村（今伊里村なり）に移居し、源重之の筑波山の歌に因みて遷世の意を寓し（異説あり）蕃山ミ云ふ、時に三十九歳なり、重職にあること八年、公を補佐して藩政を改革せし功績大なり。

萬治二年己亥、元旦例に依り祖先の神位を拜し禮畢つて香を焚き筆を試む。其の語に曰く、「顯明實義。廣育群英。上尊主德。下庇斯民。庶幾夙夜。無忝所生。備道興隆。天下泰平。」と。二月朔日岡山城内石山に祖廟を建てらる。神主遷廟あり。凡そ四時忌日の祭刺望佳節の薦一として舉行せられざるはなし。同三年庚子、上道郡金岡新田を闢かる。十月孝子佛徒淨慶を賞し還俗せしめて祿二十石を與ふ。

寛文三年癸卯、新に上道郡に松崎新田を闢かる。同四年甲辰九月、善事概目十五條を撰びて告示し、士庶をして見聞に隨つて性行の善なるものを上告せしめ人材に従つて之を登庸す。後四年間善事を開申せし者の數實に千六百八十四人に及べりといふ。同六年丙午、封内を巡察し善行者を賞せり。五月不正の小祠の民を惑はすことを惡み大いに社寺を淘汰し、備前備中封域に係る諸郡の社寺凡そ一萬一千一百三十字の内六百一社は産土神なるを以て之を存し其餘の小社は往々不正の淫祠なるを以て之を廢毀せしめ、其の社地に生ぜし諸材を伐採して一代官所毎に一社を建立し雜祠を合祀す。其の數總て七十六社之名づけて寄宮と稱す。又一面には正祠を修理せしむ。就中邑久郡藤井村（今大宮村なり）なる安仁神社は承和八年の創建に係り、天瀬命を祭神とし、延喜式に大社と載せあり。興國中兵突に罹り往昔の宮殿烏有に歸して舊觀を失ひ只一小祠を存するのみ。因て之を復舊し、更に社殿を造營し歲時祀典を執行す、今の國幣中社是なり。又僧侶の品行を亂し之を淘汰す。ために其の退轉或は還俗する者凡そ八百四十餘人、寺院の廢絶するもの凡そ五百六十三字の夥きに至れり。八月人民祭祭の式を定む。其の式大抵儒禮に基く。而して頑民或は誤解し廢佛を主張し却て弊害を生ぜんことを慮り封内に諭告す。其の略に曰く、「神儒佛三教は東照公の兼ね行ふ所なり。神道は正直にして清淨を本とし、儒道は誠にして仁愛を主とし、佛道は無欲無我にして慈悲を以て行す。其の道異なりと雖も亦何ぞ國家に害あらんや。」と。九月又士民をして政事の得失を言はしめしに上書するもの凡

て百二十八條、是に於て諸有司をして之を討議せしめ、其の採るべきものをば擇ばしめしが、此月其議畢て用ふべきもの凡て三十二件あり。悉く之を施行せらる。十月十八日和氣郡内を巡視し木谷村に到り、學校を建設すべき旨内命あり。普請奉行藤岡内助をして先づ繩を張らしめ區域を定めしむ。十月又泉八右衛門及び津田左源太に命じて岡山城内二の丸の内なる邸第を以て假學館に充て、従前の花鳥の教場を廢して生徒を此館に移し更に藩士の子弟を入學せしめ文武を講習し、公數々菴館ありて儒士の經を講ずるを聞き且諸生の藝を習ふを聞せらる。此年諫職なる者をおき命じて曰く、「予躬及老臣諸司の過失を正すべし。」と。同七年丁未二月、幕府に稟請して備前國慣用の升量を含て更ふるに京量を用ひ以て度量衡の劃一を圖れり。是より先利隆、輝政の墳墓京都の妙心寺内護國院に在りしが災に罹りしを以て改葬されんことを欲し、前年十月國中を巡視し諸山相を按じ廣く然るべき千歳の佳城を封内に選定あり。和氣郡伊里中村の源助なる者御先立御案内す。公草鞋にて御歩行遊ばされ遂に神根村和意谷の敦土山に墳域を卜設すべく決定せり。依て池田美作、稻川十郎左衛門を京都に遣はして故柩を迎へしめられしが、此年閏二月十三日、公親しく蒞んで、儒禮を以て、一の御山に輝政、二の御山に利隆を改葬せらる。遷葬のこゝ津田永忠をして督せしめらる。其の墳域は實に幽邃森嚴にして數郭を成し宅兆石碑誌表の制粗は典故に據らしめたり。下馬より塋域まで八町、踏石二千六百七十三あり。輝政の碑石は邑久郡大島より運べる花崗石の巨大なるものにして大なる龜趺の上に載せられ上部に飛鷹天鹿を刻し天下稀に見る所なり。同八年戊申三月、敦土山の墳墓悉く成就せしにより、公御參詣御墳祭執行あり。爾來毎歲常例させらる。五月封内備前備中十二郡に郷校百二十四校を設置し、農商の子弟をして讀書習字算術を學ばしむ。然して墾田を以て其の用途年額五百八十石を供せらる。六月御自分御衣服御膳部御儉約あり。士庶の住居衣服飲食器物婚姻交際等儉約の制を定めらる。同九年己酉春、大いに半田山に狩して武を講せらる。藩士の子弟就學するもの目を逐うて増加し、假學館狹隘にして文武の授業行はれ難きを以て、岡山西中山下圓乘院の舊地及び隣接藩士の邸宅地十七區七千餘坪を合して一區域とし、津田永忠をして學校を建設經營せしむ。正月起工し七月落成す。岡山藩學校にして明治四年閉鎖。今の岡山女子師範學校の地にして、藩學校の校門、老松數株、津池津橋、講堂殘存せり。熊澤伯繼を播州明石より延きて、學制を議定せしめ、七

月二十五日 釋奠の儀を行ふ。國老以下會者一百六十餘人、伯繼其の事を督す以て永制を爲せり。十月開校式を擧げ、伯繼經を講ず。聽者堂に滿てり。學田を置き二千石を附す。命じて津田永忠をして校内に移居せしむ。此年亦老臣士庶をして性行の善美にして材器の事に任ゆるものを上書せしめ、後論選して擧用せらる。同十年庚戌五月十四日、和氣郡木谷村の内延原にて學校建設すべき旨、津田永忠に命あり、曰く「學校は素より大願の事なり。身が趣意を其方能く知りたり。後世いつ迄も廢せざるやうにすべし。」と。經費は公の御手元金により、勘定奉行さへ其の金額を知らざりき。永忠土木を起し冬に至り假校舎を設け、土庶の子弟をして入學せしめらる。此地支那江西省鄱陽湖に近き廬山南麓なる白鹿洞書院の景趣あり。峯巒圍繞實に幽邃清閑の一佳境にして讀書講學に宜しきを以て稟請し延原を改めて閑谷と名づく。延寶二年に至り木谷村の内地高二百七十九石六斗五升八合を閑谷學問所料に附せられ以て經費に充てしむ。尋いで土木を起し更に改修し凡そ三十年を経て元祿十四年に至つて全く成れり。其の規模宏大堅固壯麗にして永久的なり。學房、飲室、講堂、子屋、習藝齋、文庫、大成殿、芳烈祠、椿山等を繞らすに四百十餘間の石壁を以てせり。其の一部は大正十一年三月八日内務省告示により史蹟として指定せられ、學房等の舊地には閑谷中學校現存す。寛文十一年辛亥正月、古風を慕ひ周代の田制租法を試みんむ欲し、津田永忠をして和氣郡友延村の新墾地に井田を設く。幾ばくならずして完成す。總て九町七畝溝油阡陌廬舎及び租法に至るまで古制に依據す。因て其の地を井田村と改む。(今、伊里村なり) 尋いで御野郡辰巳新田を闢けり。十月津田永忠の讞を容れ、公の長女本多忠平の夫人に附せられし湯沐銀千貫目を利用して毎年五十貫目を送附するを定規とし、永忠に命じて米若干に換へ、宋代朱子の社會法に倣ひ毎春薄利を以て米を村民に分貸し年尾に其の元利を收め増殖して以て備荒貯蓄に充つ。是より先明曆三年五月十五日に窮民救助のため、歎麥の法を興す。社會法の前提にして其の法麥秋の節農家をして毎畝(一段に付)麥二升を貢せしめ、之を大庄屋組合の郷藏に貯へ窮民の乏しきを告ぐる者あらば之を貸附し、新麥出來の上利麥を加へ返納せしむ。同十二年壬子六月十一日、公家綱將軍に請て老を告げ、西の丸に退隱し嫡子綱政をして封を襲はしむ。時に六十四歳なり。同日壘田二萬五千石を二子信濃守政言(備中鴨方藩)に頒ち、封内の邑一萬五千石を三子丹波守輝録(備中生坂藩)に頒たれたり。十月二十六日、母堂

神原氏(福照院) 江戸に於て逝去あり。其の病中公自ら看病扶持して晝夜眠らず。其の逝去に及びて愁傷素より言はん方なく數日水漿だに口に入らざりしと云ふ。備前にかへり和意谷敦土山二の御山に葬り禮節甚だ心を盡さる。

延寶元年癸丑二月、公東下參府し、家綱將軍に謁せられ、九月休暇を命ぜらる。此時黃鷹一聯良馬一匹を賜へり。以後恒例たり。十月歸城あり。同二年甲寅、從前の郷校を廢し每郡更に一枚をおき封内總て十四校とす。同三年乙卯九月、更に郷校を廢し閑谷學校に合併せり。同六年戊午十月七日、夫人本多氏(圓盛院) 江戸に於て逝去、公亦酒肉を絶たれしかば老臣等、公の老体に在らせて尙衰退を加へんことを恐れ之を諫めり。由つて三日にして解かる。是れ「七十之者唯衰麻在身飲食酒肉」にあるを以て然るなるべし。同月十六日江戸出棺、輝録をして蒞ましめ、和意谷敦土山三の御山に葬らる。時に津田永忠其の役を執り尋いで墳墓を築けり。同七年己未二月、津田永忠の讞を容れ倉田新田等數萬頃を新墾し八月完成す。又上道郡西大寺村北方より岡山城南平井村に至る運河を鑿ち以て漕漕に供し兼ねて舟楫に便せり。名づけて倉安川と云ふ。二月光政和氣郡鹿喰島に狩獵し津田永忠をして總督たらしめ、鹿百六頭を獲たり。八月鹿喰島、梶島、鴻島に牧場を設け軍馬を牧養せしむ。同八年庚申五月八日、將軍家綱薨去され十二月公東下參府して、五代將軍綱吉に謁せらる。

天和元年辛酉八月、休暇を命ぜらる。時に惠西巖の墨跡一軸及び良馬一匹を賜はる。同二年壬戌夏、御疾あり。四月二十三日京都の良醫岡立昌來岡榮町鶴尾に着し、御藥を調進し、其の後町會所に移り逗留せり。然れども醫療百術効驗なくして御病勢次第に重く、公自から起つ可からざるを知らる、や、五月朔日申の刻御寢間へ池田主水、伊木勘解由、池田大學、池田準人、土倉淡路、岸織部、泉八右衛門、津田永忠等を召され懇に後事を託せらる。時に火閤に倚られしが御容貌御言葉の莊正なること少しも常時に異ならず。同五日より大阪の名醫北山壽庵來岡し御試脈して退き、歎じて曰く「嗟呼、公の病治す可からず。灸藥の及ぶ所に非ず。命なり。然るに其の精神の自若たる誠に君子と稱し奉るべし。惜いかな。」と。國中人民の素朴なるを見て綱紀遍く布けることを感じ涕泣して去れり。公初め内寢に臥す。是に至りて自ら起たざらんことを度り外寢に遷り、終に五月二十二日卯之刻、岡山城西の丸に逝去せらる。享年七十有四。是より先公の疾革まるや、諸子親戚老臣は素より、威獲細民

に至る迄或は天に祈り或は鬼神に告げて其の平癒を求めざるものなかりしが、是に於て乎城府閭閻の間哀慕泣血の聲あらざるはなく且四方好學の士も亦嗟嘆痛惜せり。越へて六月十三日津田永忠總裁ごなり、喪祭儒禮に随ひ俗禮を禁絶し、和意谷敦土



墓人夫同公烈芳

山三の御山に葬れり。蓋し遺命に従へるなり。通源院殿天質義晃大居士ご號せらる。老臣相讓して、芳烈公の謚を奉れり。御碑銘は廣瀬喜左衛門の筆、御祭表は市浦毅齋の著、大書は綱政の筆、小書は小原大丈軒の筆なり。是より先延寶七年己未三月九日、公愛讀の十三經註疏を閑谷文庫に納められしが、此年九月十七日公自筆の孝經一部、並に四書一部を、翌三年癸亥九月十五日公の遺物衣服を閑谷學校に納む。貞享三年丙寅、閑谷學校内聖堂の東に、芳烈公を祭り東祠堂又芳烈祠といふ、今の閑谷神社なり。尋いで元祿十五年壬午、東祠堂の東に、芳烈公の髻髮爪齒を納め小高く土を盛り墳を造り四圍に椿を植う。即ち椿山なり。寶永元年甲申、芳烈公の像を鑄造す。同四年丁亥八月十七日に至り東祠堂内に安置せり。寛永九年八月、岡山城に入られしより寛文十二年退隱に至る迄實に四十一年、其の間徳政を施き治績を擧ぐ、其の略傳以上記述せるが如し。常に君子の儒を以て自ら居り政務繁劇の中にありき雖も、賢を延き能を擧げ以て顧問に備へ大は治國より小は家事に至るまで一として儒教に資らざるなく、特に深く中江藤樹の學徳を景慕尊敬し常に文書を以て論議あり。又江戸參府の途次には必ず大津驛(異

説あり)に藤樹を迎へ旅館へ御招ありて御饗應御閑話ありて親しく其の教を受くるを例みせり。其の儒學を好むの志終始一貫老に至るも怠らず、常に孝經を愛讀し、元巨の御規式には忠孝二字の掛物を掲げて之を拜し、御讀初は必ず御自筆の孝經を讀ませられ、尙其の子弟には必ず自筆の孝經各々一本を頒てり。又政務多端の際にも手に巻を釋かず、江戸參勤の時も、十三經註疏を唐桑にて作りたる篋二つに入れ荷はん様になし携行せられたり。又平居必ず儒臣をして經を講じ道を論せしめ喜悅已ます。是を以て其の政治に發するもの甚だ功績顯著なるもの多し。元和偃武以來未だ教學の興隆せざるを慨き新に學校を建設し諸生に六藝武技等の教養をなさしめ學規を其の壁に掲げて親ら臨みて教育を奨勵せり。襲封以來英傑を得て藩政を任ぜんご欲し、池田由成、伊木忠貞、池田長明、熊澤伯繼、泉八右衛門、中川虎之助、中川權左衛門、加世八兵衛、中村又之丞、三宅可三、市浦清七郎、小原大夫軒、津田永忠、草加五郎右衛門、若松市郎兵衛、齋藤加右衛門、窪田道和等の老臣及び碩學鴻儒、兵學刀槍弓馬砲術等文武の人材を登庸し且つ天下に求めて之を招聘し以て藩政を革新する所多し。

公は八歳の時、父武藏守利隆を喪はれ、母榊原氏極めて淑徳高く、慈愛にして嚴正なる家庭の中に養育せられ、人ご爲り寛弘にして剛毅、篤實にして明敏、溫恭にして犯すべからず。寡黙にして然も親しむべし。晝夜意を用ひて庶政を経綸し、其の己を持するご端正にして恒あり。世味に淡薄にして虚飾を好まず。其の上にご事ふるや忠信にして私心なし。故に人皆其の誠に服せり。居常母にご事ふるや孝順にして愉色あり。婉容其の志に毫も違はず。且つ最も追遠の情に厚く、輝政、利隆の北域を築き、東照公の廟を興す亦皆莊嚴を致し一に禮制に據り、四時父祖の祭祀を絶たず。二女輝子姫を右大臣一條教輔に嫁せしめ、參勤の途次必ず京師を過ぎ、天機を奉伺す、其の忠誠の志厚きを見るべきなり。而して其の室家に於ける夫婦和合琴瑟の如く相敬するご賓客の如し、其の弟妹に接するや友愛にして篤實其の子女を待するや慈教至らざるなし。是を以て家道肅雍なり。宗族に於けるも敦睦にして親戚の重望を負ひ、其の下に臨むや嚴正にして寬恕、自ら虚うして能く諫言を容れ、士風を勵し禮節を重んじ善良を勸め不能を誨へ禮儀節々として僉ます。是を以て遠近の諸臣衷心より悦服せざるなし。公の民を治むるや恵にして孝悌力田を旌表し、賜ふに貨財穀帛を以てし奨勵怠ることなく能く心を民政に用ひ、溝洫を修め

堤防を築き農を勸め風俗を敦ふし且つ窮恤の道を講ず。凡そ人民の生活の安定便益を興ふべきことは萬金の費も雖も之を惜ま
ず。有司の或は其の法を以て民を驅り民心の服せざらんことを恐る、や、老臣諸司衆士を會し、書を以て之を諭し、其の訟を
聽き刑を施すや、最も慎重を極め必ず先づ諸有司をして考覈論議せしめ、然る後自ら採擇して其の至當に處せり、故に獄訟公
平にして濫刑の患なかりき。

當時宇内泰平に趨くも、公も公より治に居て亂を忘れず、師旅行伍の列、屯營の法、斥候、控禦の要を講せしめ或は田
獵に由りて兵事を練り或は壯士を召して射御刀槍を試むる等、其の士風の振作に留意し文德武備を偏廢せざることを斯の如し。
而して生涯新太郎を稱し身を持するに常に清約にして、菲衣粗食をなして、美を禮服に盡し一般士民に質素の模範を示せり。
若し俗の奢侈に趨き禮儀行はれ難きことあれば衆士を會して之を諭す。其の言辭懇切なり。

大老酒井雅樂頭忠清、下馬將軍の稱ありて權威並びなかりしを、光政公の御屋敷小書院にて度々御饗應あり。忠清の專恣な
ることを仰出されて、其の大不忠なる由責めさせれば忠清言はん詞なし。公の權勢威怖に屈せざりし一面幕府の柱石たりし
こと知るべきなり。

公常に雅樂を好み、書畫及び詩歌を嗜む。就中書道に於ては優に一家を成さる。其の優遊にして雅懷あるを窺ふべし。

公は將軍家康以來幕府に貴重せられ備前藩主として四十一年、精勵治を圖り德化を布き名聲噴然海内の士畏服するに神の
如く民能く謳歌心服し、國富み淳厚風をなせり。眞に江戸幕政中の名藩主たり。

明治四十三年秋陸軍特別大演習を吉備の野に行はれ、畏くも 明治天皇には大轟を岡山縣に進めさせられ親しく六軍を督し
て武を講じ給ひ明を黎民の情に注がせ給ふ。皇恩涯りなく光被して古骨に及び十一月十六日池田光政公に 特旨を以て正三
位を追贈せられ給へり。

昭和七年五月十八日印刷

昭和七年五月二十二日發行

閑谷臨時増刊芳烈公と閑谷

非賣品

岡山縣和氣郡伊里村大字閑谷新田

編輯兼 發行人 谷 本 慶 一

岡山市岩田町二十七番地

印刷人 三 村 千 太 郎

岡山市岩田町二十七番地

印刷所 三 村 成 粹 堂

岡山縣和氣郡伊里村大字閑谷新田

發行所 岡山縣閑谷中學校嚶鳴會

373
660

終